

四半期報告書

(第140期第2四半期) 自 平成21年7月1日
至 平成21年9月30日

みずほ信託銀行株式会社

(E03628)

第140期第2四半期（自平成21年7月1日 至平成21年9月30日）

四 半 期 報 告 書

- 1 本書は四半期報告書を金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した四半期報告書に添付された中間監査報告書及び上記の四半期報告書と同時に提出した確認書を末尾に綴じ込んでおります。

みずほ信託銀行株式会社

目 次

頁

第140期第2四半期 四半期報告書

【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【事業の内容】	5
3 【関係会社の状況】	5
4 【従業員の状況】	5
第2 【事業の状況】	6
1 【生産、受注及び販売の状況】	6
2 【事業等のリスク】	6
3 【経営上の重要な契約等】	6
4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	7
第3 【設備の状況】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
2 【株価の推移】	42
3 【役員の状況】	42
第5 【経理の状況】	43
1 【中間連結財務諸表】	44
2 【その他】	102
3 【中間財務諸表】	104
4 【その他】	128
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	129

中間監査報告書

確認書

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成21年11月27日

【四半期会計期間】 第140期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 みずほ信託銀行株式会社

【英訳名】 Mizuho Trust & Banking Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 取締役社長 野 中 隆 史

【本店の所在の場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【最寄りの連絡場所】 東京都中央区八重洲一丁目2番1号

【電話番号】 03(3278)8111(大代表)

【事務連絡者氏名】 主計部長 植 松 昌 澄

【縦覧に供する場所】 みずほ信託銀行株式会社浦和支店
(さいたま市浦和区高砂二丁目6番18号)

みずほ信託銀行株式会社横浜支店
(横浜市西区北幸一丁目6番1号)

みずほ信託銀行株式会社千葉支店
(千葉市中央区新町1000番地)

みずほ信託銀行株式会社名古屋支店
(名古屋市中区栄三丁目2番6号)

みずほ信託銀行株式会社大阪支店
(大阪市北区曾根崎二丁目11番16号)

みずほ信託銀行株式会社神戸支店
(神戸市中央区三宮町一丁目3番1号)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間(連結)会計期間に係る主要な経営指標等の推移を掲げております。

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

		平成19年度 中間連結 会計期間	平成20年度 中間連結 会計期間	平成21年度 中間連結 会計期間	平成19年度	平成20年度
		(自平成19年 4月1日 至平成19年 9月30日)	(自平成20年 4月1日 至平成20年 9月30日)	(自平成21年 4月1日 至平成21年 9月30日)	(自平成19年 4月1日 至平成20年 3月31日)	(自平成20年 4月1日 至平成21年 3月31日)
連結経常収益	百万円	131,691	120,513	107,926	277,479	229,578
うち連結信託報酬	百万円	32,468	28,962	23,797	63,003	54,509
連結経常利益 (△は連結経常損失)	百万円	36,314	5,203	6,700	82,625	△11,952
連結中間純利益	百万円	51,792	4,589	5,039	—	—
連結当期純利益 (△は連結当期純損失)	百万円	—	—	—	88,451	△30,016
連結純資産額	百万円	471,055	339,285	302,527	464,293	253,531
連結総資産額	百万円	6,591,982	6,165,170	6,347,842	6,332,381	6,419,399
1株当たり純資産額	円	46.13	27.64	20.54	44.21	10.81
1株当たり 中間純利益金額	円	10.30	0.91	1.00	—	—
1株当たり当期純利益 金額(△は1株当たり 当期純損失金額)	円	—	—	—	17.06	△5.97
潜在株式調整後1株 当たり中間純利益金額	円	6.00	0.56	0.63	—	—
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額	円	—	—	—	10.39	—
自己資本比率	%	7.10	5.46	4.74	7.28	3.92
連結自己資本比率 (国際統一基準)	%	14.70	12.92	14.06	15.87	13.39
営業活動による キャッシュ・フロー	百万円	309,538	74,030	△272,483	163,241	574,662
投資活動による キャッシュ・フロー	百万円	△268,604	16,199	229,822	△108,777	△379,839
財務活動による キャッシュ・フロー	百万円	△68,057	△86,746	△15,901	△68,065	△105,598
現金及び現金同等物の 中間期末残高	百万円	53,993	70,685	99,458	—	—
現金及び現金同等物の 期末残高	百万円	—	—	—	67,401	156,028
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	4,507 [559]	4,771 [570]	4,839 [564]	4,472 [563]	4,554 [574]
信託財産額	百万円	56,725,520	55,731,677	51,166,367	59,285,515	58,190,932

- (注) 1 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。
- 2 1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、「1 中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
- 3 平成20年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失金額の場合に該当するため記載しておりません。
- 4 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権－期末少数株主持分)を期末資産の部の合計で除して算出しております。
- 5 連結自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。
- 6 平成20年度中間連結会計期間及び平成21年度中間連結会計期間の平均臨時従業員数は、第2四半期連結会計期間における平均雇用人員数であります。
- 7 信託財産額は、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務に係る信託財産額を記載しております。なお、連結会社のうち、該当する信託業務を営む会社は当社1社です。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

回次		第138期中	第139期中	第140期中	第138期	第139期
決算年月		平成19年9月	平成20年9月	平成21年9月	平成20年3月	平成21年3月
経常収益	百万円	116,333	102,448	95,808	243,773	199,545
うち信託報酬	百万円	32,468	28,962	23,797	63,003	54,509
経常利益 (△は経常損失)	百万円	34,887	4,076	7,894	78,735	△8,629
中間純利益	百万円	51,400	3,686	6,300	—	—
当期純利益 (△は当期純損失)	百万円	—	—	—	86,764	△27,842
資本金	百万円	247,231	247,231	247,260	247,231	247,231
発行済株式総数 普通株式 優先株式	千株	5,024,755 1,032,565	5,024,755 955,717	5,025,370 955,717	5,024,755 1,032,565	5,024,755 955,717
純資産額	百万円	463,100	331,246	300,924	455,681	251,089
総資産額	百万円	6,483,723	6,047,157	6,260,993	6,209,765	6,288,459
預金残高	百万円	2,985,278	2,793,168	2,576,999	2,696,877	2,920,102
貸出金残高	百万円	3,502,837	3,444,486	3,616,756	3,481,359	3,439,591
有価証券残高	百万円	1,939,013	1,610,380	1,763,587	1,674,882	1,945,977
1株当たり配当額	円	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第三種優先株式 —	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第三種優先株式 —	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第三種優先株式 —	普通株式 1.00 第一回第一種優先株式 6.50 第二回第三種優先株式 1.50	普通株式 — 第一回第一種優先株式 — 第二回第三種優先株式 —
自己資本比率	%	7.14	5.47	4.80	7.33	3.99
単体自己資本比率 (国際統一基準)	%	14.61	12.86	14.27	15.76	13.41
従業員数 [外、平均臨時従業員数]	人	3,007 [487]	3,198 [485]	3,378 [475]	2,964 [486]	3,138 [486]
信託財産額	百万円	56,725,520	55,731,677	51,166,367	59,285,515	58,190,932
信託勘定貸出金残高	百万円	2,373,631	2,346,098	2,224,710	2,390,797	2,260,989
信託勘定有価証券残高	百万円	10,643,508	6,907,838	934,658	10,036,759	6,895,286

(注) 1 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2 自己資本比率は、(期末純資産の部合計－期末新株予約権)を期末資産の部の合計で除して算出しております。

3 単体自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づく平成18年金融庁告示第19号に定められた算式に基づき算出しております。当社は国際統一基準を採用しております。

4 平成20年9月及び平成21年9月の平均臨時従業員数は、第2四半期会計期間における平均雇用人員数であります。

2 【事業の内容】

当第2四半期連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容については、重要な変更はありません。また、主要な関係会社についても、異動はありません。

3 【関係会社の状況】

当第2四半期連結会計期間において、重要な関係会社の異動はありません。

4 【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	4,839[564]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、連結会社各社において、それぞれ社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
- 2 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期連結会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成21年9月30日現在

従業員数(人)	3,378[475]
---------	------------

- (注) 1 従業員数は、社外への出向者を除き、社外から受け入れた出向者を含んでおります。また、嘱託及び臨時従業員を含んでおりません。
- 2 従業員数は、取締役を兼務しない執行役員18人を含んでおりません。
- 3 嘱託及び臨時従業員数は、[]内に当第2四半期会計期間の平均人員(各月末人員の平均)を外書きで記載しております。
- 4 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社に在籍する組合員数(他社への出向者を含む。)は3,178人であります。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2 【事業の状況】

1 【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行業における業務の特殊性のため、該当する情報がないので記載していません。

2 【事業等のリスク】

平成21年6月29日付で提出した有価証券報告書における「事業等のリスク」に記載の通りであり、変更すべき事項はありません。

3 【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

平成21年度中間連結会計期間及び第2四半期連結会計期間における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況は以下のとおりと分析しております。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間においては、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

経営成績等の分析に用いた第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結財務諸表より第1四半期の四半期連結財務諸表を差し引いた値等に基づいております。

なお、本項における将来に関する事項は、当四半期報告書提出日現在において判断したものであり、今後様々な要因によって大きく異なる結果となる可能性があります。

1 総論

平成21年度は、中期的な経営戦略に掲げた「“アセット&ウェルス” マネジメントにおけるトップブランド」を目指して、お客さまのニーズに総合的に応える信託総合営業を展開し、収益力向上を図っております。

その下での平成21年度の基本戦略として、

- ①グループ顧客基盤の徹底活用による収益力の強化と、業務改革プロジェクトによる経費削減の推進
- ②信託総合営業力の強化やグループ協働の更なる進化による「お客さま本位の営業」の徹底実践
- ③リスク管理およびグループ協働におけるコンプライアンスなどの内部管理強化、並びにお客さまへの円滑な資金供給

に注力しております。

当第2四半期におけるわが国の経済は、各国の景気対策等により海外経済が改善傾向にあることから輸出が増加し、企業業績も下げ止まりつつあるなど、景気持ち直しの動きが見られました。

一方、雇用・所得環境は厳しい状況が続くとともに、設備投資も減少幅は縮小しているものの抑制傾向が継続するなど、景気回復には留意を要する状況にあります。

このような経済環境の中、当中間連結会計期間において、連結経常収益は前年同期比125億円減少して1,079億円となりました。連結経常利益は前年同期比14億円増加して67億円となりました。

(1) 収益状況

① 概要

厳しい経済環境の中、当中間連結会計期間の連結粗利益は前年同期を下回ることとなりましたが、株式等損益及び与信関係費用の改善等により、連結中間純利益は前年同期比4億円増加し50億円となりました。

第2四半期連結会計期間においては、91億円の連結四半期純利益となりました。

② 連結粗利益

前年同期対比での株価水準の低下等に伴い、年金・投信等の受託財産時価額が低下したこと等により財産管理部門収益が減少したことや、金利低下に伴う預金等収支の低下等、資金部門収益が減少したこと等から、当中間連結会計期間の連結粗利益は前年同期比63億円減少し、731億円となりました。

第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比6億円減少して402億円となりました。

③ 与信関係費用

与信関係費用は、貸倒引当金の積み増しを行ないましたが、貸出金の償却が減少したこと等により、前年同期比6億円減少し80億円となりました。第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比81億円減少して49億円となりました。

④ 連結中間(四半期)純利益

上記の損益状況に加え、法人税等調整額等の所要額を加減した結果、連結中間純利益は、前年同期比4億円増加し、50億円となりました。当第2四半期連結会計期間においては、前年第2四半期比169億円増加して91億円となりました。

(2) 財務の健全性

① 不良債権

金融再生法開示債権の残高(銀行・信託勘定合算)は、前連結会計年度末より162億円増加して969億円となりました。不良債権比率は2.25%から0.32ポイント増加し2.58%となりました。

② 繰延税金資産

当中間連結会計期間末の繰延税金資産の純額は、前連結会計年度末より146億円減少し352億円となりました。そのTier 1に対する比率は、13.02%となりました。

③ 連結自己資本比率(国際統一基準)

平成21年9月末の連結自己資本比率は、その他有価証券の評価差額の改善等により、自己資本額が増加したことを主因に、平成21年3月末比0.67ポイント上昇して14.06%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

① 営業活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の営業活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比3,465億円減少して2,724億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、貸出金、譲渡性預金、預け金、債券貸借取引受入担保金の増加及び預金、借入金、コールマネーの減少等であります。

当第2四半期連結会計期間においては、当中間連結会計期間と概ね同様の構成により、前年第2四半期比2,615億円減少して1,048億円のマイナスとなりました。

② 投資活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の投資活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比2,136億円増加し2,298億円のプラスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、有価証券の取得、売却及び償還による収支等であります。

当第2四半期連結会計期間においては、当中間連結会計期間と概ね同様の構成により、前年第2四半期比2,702億円増加して1,428億円のプラスとなりました。

③ 財務活動によるキャッシュ・フロー

当中間連結会計期間の財務活動によるキャッシュ・フローは、前年同期比708億円増加し159億円のマイナスとなりました。キャッシュ・フローの主な構成要因は、劣後特約付社債の発行及び償還による収支等であります。

当第2四半期連結会計期間においては、劣後特約付社債の発行等により、前年第2四半期比60億円増加して59億円のプラスとなりました。

④ 現金及び現金同等物の中間期末残高

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は、前年同期比287億円増加して994億円となりました。当第2四半期連結会計期間末においては、第1四半期連結累計期間末より430億円増加しております。

2 経営成績の分析

(1) 損益の状況

当中間連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間における損益状況は以下のとおりです。

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間において、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

(表1) 中間連結会計期間に係る損益の分析

	前中間連結会計期間 (自 平成20年 4月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)	当中間連結会計期間 (自 平成21年 4月1日 至 平成21年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	794	731	△63
資金利益	264	232	△32
信託報酬	289	237	△51
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	220	210	△9
特定取引利益	7	19	12
その他業務利益	12	30	17
営業経費 ②	△586	△584	1
不良債権処理額 ③	△129	△80	48
株式等損益 ④	△19	1	20
持分法による投資損益 ⑤	0	△5	△5
その他 ⑥	△7	6	13
経常利益 (①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	52	67	14
特別損益 ⑧	19	1	△18
うち貸倒引当金戻入益	42	—	△42
税金等調整前中間純利益 (⑦+⑧) ⑨	71	68	△3
税金関係費用 ⑩	△32	△18	13
少数株主損益調整前中間純利益 (⑨+⑩) ⑪	39	49	10
少数株主損益 ⑫	6	0	△5
中間純利益 (⑪+⑫) ⑬	45	50	4
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用) ⑭	△86	△80	6

(注) 費用項目は△表記しております。

① 連結粗利益

連結粗利益は、前年同期比63億円減少し、731億円となりました。項目ごとの収支は以下の通りです。

資金利益

資金利益は、金利低下に伴う預金等収支の低下等に伴い、前年同期比32億円減少し232億円となりました。

信託報酬

信託報酬は、前年同期対比での株価水準の低下等に伴い、年金・投信等の受託財産時価額が低下したこと等により、前年同期比51億円減少し237億円となりました。

役務取引等利益

役務取引等利益は、海外現地法人における手数料収入の減少等により、前年同期比9億円減少し210億円となりました。

その他業務利益

その他業務利益は、主として国債等債券償却の減少により、前年同期比17億円増加し30億円となりました。

② 営業経費

営業経費は、退職給付関係費用が増加した一方、経費の節減に努めたこと等により、前年同期比1億円減少し584億円となりました。

③ 不良債権処理額(⑭与信関係費用)

与信関係費用(含む不良債権処理額)は、80億円となりました。内訳は、貸倒引当金繰入額58億円及び貸出金償却22億円等であります。

④ 株式等損益

株式等損益は、前年同期比20億円増加し1億円の利益となりました。

⑤ 持分法による投資損益

持分法による投資損益は、5億円の損失となりました。

⑥ その他

その他は、信用リスク減殺取引に係る損失36億円等を計上した一方、退職給付信託設定益67億円により、前年同期比13億円増加し6億円の利益となりました。

⑦ 経常利益

以上の結果、経常利益は前年同期比14億円増加し、67億円となりました。

⑧ 特別損益

貸倒引当金が繰入に転じた一方、リース取引に関する会計基準の適用に伴う一時的な損失が解消されたこと等により、当中間連結会計期間の特別損益は前年同期比18億円減少し1億円の利益となりました。

⑨ 税金等調整前中間純利益

以上の結果、税金等調整前中間純利益は前年同期比3億円減少し、68億円となりました。

⑩ 税金関係費用

税金関係費用は、税効果会計による法人税等調整額等により、18億円となりました。

⑪ 少数株主損益調整前中間純利益

以上の結果、少数株主損益調整前中間純利益は、49億円となりました。

⑫ 少数株主損益

少数株主損益は、0億円の損失(中間純利益に加算)となりました。

⑬ 中間純利益

以上の結果、中間純利益は前年同期比4億円増加し50億円となりました。

(表2)第2四半期連結会計期間に係る損益

第2四半期連結会計期間に係る損益に用いた第2四半期連結会計期間の計数は、中間連結損益計算書より第1四半期の四半期連結損益計算書を差し引いた値等に基づいております。

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年 7月1日 至 平成20年 9月30日) (億円)	当第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年 7月1日 至 平成21年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
連結粗利益 ①	408	402	△6
資金利益	130	127	△3
信託報酬	163	135	△28
うち信託勘定与信関係費用	—	—	—
役務取引等利益	118	113	△5
特定取引利益	3	12	9
その他業務利益	△7	12	20
営業経費 ②	△294	△291	3
不良債権処理額 ③	△131	△50	81
株式等損益 ④	△26	1	28
持分法による投資損益 ⑤	0	△2	△2
その他 ⑥	5	59	54
経常損益 (①+②+③+④+⑤+⑥) ⑦	△39	119	158
特別損益 ⑧	△0	△2	△2
税金等調整前四半期純損益 (⑦+⑧) ⑨	△39	117	156
税金関係費用 ⑩	△41	△25	15
少数株主損益調整前四半期純損益 (⑨+⑩) ⑪	△80	91	172
少数株主損益 ⑫	1	△0	△2
四半期純損益 (⑪+⑫) ⑬	△78	91	169
与信関係費用 (含む信託勘定与信関係費用) ⑭	△131	△49	81

(注) 費用項目は△表記しております。

当第2四半期連結会計期間の四半期純損益は、当中間連結会計期間に係る損益の分析の記載と概ね同様の要因により、91億円の利益となりました。前第2四半期連結期間より169億円改善しております。

(2) セグメント情報

当中間連結会計期間及び当第2四半期連結会計期間におけるセグメント情報における経常損益は以下のとおりです。

なお、詳細につきましては、第5経理の状況、1中間連結財務諸表の（セグメント情報）に記載しております。

① 事業の種類別セグメント情報（経常利益の内訳）

(表3) 中間連結会計期間及び第2四半期連結会計期間

	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
信託銀行業	75	112.7	121	101.6
金融関連業・その他	△3	△5.9	1	1.3
計	71	106.8	122	102.9
消去または全社	△4	△6.8	△3	△2.9
経常利益	67	100.0	119	100.0

(注) 前第2四半期連結会計期間及び前中間連結会計期間の事業の種類別セグメント情報は、金融関連業・その他の全セグメントに占める割合が僅少であったため、記載しておりません。

② 所在地別セグメント情報（経常損益の内訳）

(表4) 中間連結会計期間

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)		比較	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
日本	67	129.7	70	104.6	2	△25.1
その他の地域(米州・欧州)	△12	△23.5	△3	△4.6	9	18.9
計	55	106.2	67	100.0	11	△6.2
消去または全社	△3	△6.2	—	—	3	6.2
経常利益	52	100.0	67	100.0	14	—

(表5) 第2四半期連結会計期間

	前第2四半期 連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)		当第2四半期 連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)		比較	
	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)	金額(億円)	構成比(%)
日本	△21	54.5	121	101.9	143	47.4
その他の地域(米州・欧州)	△17	45.5	△2	△1.9	15	△47.4
計	△39	100.0	119	100.0	158	—
消去または全社	—	—	—	—	—	—
経常損益	△39	100.0	119	100.0	158	—

3 財政状態の分析

前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における財政状態のうち、主なものは以下のとおりです。

(表 6)

	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
資産の部	64,193	63,478	△715
うち有価証券	19,476	17,515	△1,961
うち貸出金	34,283	36,055	1,772
負債の部	61,658	60,453	△1,205
うち預金	30,427	26,556	△3,871
うち譲渡性預金	6,306	8,486	2,179
純資産の部	2,535	3,025	489
株主資本合計	2,731	2,782	50
評価・換算差額等合計	△210	227	437
新株予約権	1	2	1
少数株主持分	12	11	△0

(1) 資産の部

① 有価証券

(表 7)

	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
有価証券	19,476	17,515	△1,961
国債	14,208	9,540	△4,668
地方債	61	60	△0
社債	749	587	△161
株式	2,007	2,325	317
その他の証券	2,449	5,001	2,552

有価証券は、その他の証券が外国債券を中心に2,552億円増加した一方、国債が4,668億円減少したこと等により、前連結会計年度末に比べ1,961億円減少し、1兆7,515億円となりました。

② 貸出金

(表 8)

	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日) (億円)	比較 (億円)
貸出金	34,283	36,055	1,772

貸出金は3兆6,055億円と、前連結会計年度末に比べ1,772億円増加しております。

(2) 負債の部

預金

(表9)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	比較 (億円)
預金	30,427	26,556	△3,871
譲渡性預金	6,306	8,486	2,179

預金は、主として定期預金の減少により、前連結会計年度末より3,871億円減少し2兆6,556億円となりました。また、譲渡性預金は、前連結会計年度末に比べ2,179億円増加し8,486億円となりました。

(3) 純資産の部

(表10)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	比較 (億円)
純資産合計	2,535	3,025	489
株主資本合計	2,731	2,782	50
資本金	2,472	2,472	0
資本剰余金	153	154	0
利益剰余金	107	157	50
自己株式	△1	△1	△0
評価・換算差額等合計	△210	227	437
その他有価証券評価差額金	△142	304	446
繰延ヘッジ損益	△45	△58	△13
為替換算調整勘定	△22	△17	4
新株予約権	1	2	1
少数株主持分	12	11	△0

当中間連結会計期間末の純資産合計は3,025億円となりました。主な変動は以下のとおりです。

資本金及び資本剰余金は、新株予約権が行使されたことに伴い増加しました。利益剰余金は、中間純利益等により50億円増加し157億円となりました。

その他有価証券評価差額金は、前連結会計年度末に比べ446億円増加し、304億円となりました。

4 不良債権に関する分析

残高に関する分析（連結ベース）

(表11) 金融再生法開示債権額(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	588	460	△128
危険債権	99	306	206
要管理債権	117	201	84
小計(要管理債権以下) (A)	806	969	162
正常債権	34,911	36,510	1,598
合計 (B)	35,717	37,479	1,761
(A)/(B)%	2.25	2.58	0.32

金融再生法開示債権は、前連結会計年度末と比べ162億円増加し、969億円となりました。債権区分別では、危険債権及び要管理債権がそれぞれ206億円、84億円増加した一方、破産更生債権及びこれらに準ずる債権は128億円減少しております。

不良債権比率は0.32ポイント上昇し、2.58%となりました。

(参考) 保全に関する分析（単体ベース）

金融再生法開示債権(銀行勘定及び元本補てん契約のある信託勘定合算、要管理債権以下)の保全状況は以下のとおりであります。

(表12)

		前事業年度末 (平成21年3月31日) (億円)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	比較 (億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権 (A)		567	447	△119
うち担保・保証等 (B)		401	311	△89
うち引当金 (C)		166	135	△30
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		100.0	100.0	—
危険債権 (A)		94	303	208
うち担保・保証等 (B)		71	209	137
うち引当金 (C)		14	60	46
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		90.5	88.8	△1.6
要管理債権 (A)		114	198	84
うち担保・保証等 (B)		57	82	25
うち引当金 (C)		19	34	14
保全率(%) ((B)+(C))/(A)		67.7	59.0	△8.7

破産更生債権及びこれらに準ずる債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額全額を「個別貸倒引当金」として計上、ないしは直接償却を実施しております。その結果、保全率は100%となっております。

危険債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証等による回収見込額を控除した残額のうち、債務者の支払い能力を総合的に判断して算定した金額を「個別貸倒引当金」等として計上しております。その結果、保全率は88.8%となっております。

要管理債権については、債権額に、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率を乗じた金額を「一般貸倒引当金」として計上しております。なお、与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受け取りに係るキャッシュフローを合理的に見積もることができる債権については、キャッシュフロー見積り法(DCF法)を適用しております。以上の結果、保全率は59.0%となっております。

5 連結自己資本比率(国際統一基準)に関する分析

(表13)

	前連結会計年度末 (平成21年3月31日) (億円)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日) (億円)	比較 (億円)
基本的項目(Tier 1) ①	2,518	2,709	191
資本金	2,472	2,472	0
資本剰余金	153	154	0
利益剰余金	107	157	50
自己株式	△1	△1	△0
その他有価証券の評価差損	△141	—	141
為替換算調整勘定	△22	△17	4
新株予約権	1	2	1
連結子法人等の少数株主持分	11	10	△0
その他	△62	△69	△6
補充的項目(Tier 2)	1,645	1,637	△8
(うち自己資本への算入額) ②	(1,633)	(1,637)	(3)
その他有価証券の含み益の45%相当額	—	150	150
一般貸倒引当金	6	6	△0
負債性資本調達手段等	1,639	1,480	△159
控除項目 ③	46	57	10
自己資本額(①+②-③) ④	4,104	4,288	184
リスク・アセット等 ⑤	30,649	30,484	△164
連結自己資本比率(国際統一基準) (④/⑤) (%)	13.39	14.06	0.67
Tier 1比率 (①/⑤) (%)	8.21	8.88	0.67

自己資本額は、前連結会計年度末に比べ184億円増加し、4,288億円となりました。これは、中間純利益の計上及びその他有価証券の評価差損が含み益となったこと等により基本的項目が増加したことが主な要因です。

リスク・アセット等は、前連結会計年度末に比べ164億円減少し、3兆484億円となりました。

この結果、連結自己資本比率(国際統一基準)は前連結会計年度から0.67ポイント上昇し14.06%となり、Tier 1比率は0.67ポイント上昇し8.88%となりました。

6 「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づく信託業務の状況

連結会社のうち、「金融機関の信託業務の兼営等に関する法律」に基づき信託業務を営む会社は、当社1社です。

① 信託財産の運用／受入状況(信託財産残高表)

資産						
科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,346,098	4.21	2,224,710	4.35	2,260,989	3.89
有価証券	6,907,838	12.40	934,658	1.83	6,895,286	11.85
信託受益権	31,715,812	56.91	33,870,305	66.20	34,334,213	59.00
受託有価証券	809,825	1.45	766,991	1.50	844,115	1.45
金銭債権	6,494,596	11.65	6,117,045	11.95	6,507,115	11.18
有形固定資産	5,679,151	10.19	5,492,766	10.73	5,492,249	9.44
無形固定資産	144,473	0.26	146,053	0.29	144,586	0.25
その他債権	94,860	0.17	86,358	0.17	199,849	0.34
コールローン	18,600	0.03	—	—	21,512	0.04
銀行勘定貸	859,710	1.54	887,708	1.73	827,713	1.42
現金預け金	660,709	1.19	639,767	1.25	663,301	1.14
合計	55,731,677	100.00	51,166,367	100.00	58,190,932	100.00

負債						
科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)		前連結会計年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	17,998,045	32.29	11,880,482	23.22	18,102,189	31.11
年金信託	3,995,136	7.17	3,620,255	7.07	4,602,397	7.91
財産形成給付信託	3,696	0.01	3,973	0.01	4,045	0.01
貸付信託	64,364	0.11	37,747	0.07	50,457	0.09
投資信託	9,723,767	17.45	12,679,143	24.78	11,864,367	20.39
金銭信託以外の金銭の信託	2,733,938	4.91	2,316,330	4.53	2,422,164	4.16
有価証券の信託	4,924,860	8.84	4,825,972	9.43	4,898,482	8.42
金銭債権の信託	6,325,559	11.35	5,810,446	11.36	6,239,540	10.72
動産の信託	95	0.00	19	0.00	57	0.00
土地及びその定着物の信託	420,433	0.75	225,667	0.44	235,119	0.40
包括信託	9,538,221	17.11	9,762,508	19.08	9,768,431	16.79
その他の信託	3,558	0.01	3,821	0.01	3,678	0.00
合計	55,731,677	100.00	51,166,367	100.00	58,190,932	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間連結会計期間末2,430,909百万円、当中間連結会計期間末2,002,044百万円、前連結会計年度末2,197,839百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

② 貸出金残高の状況(業種別貸出状況)

業種別	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,861	0.12
建設業	262	0.01
情報通信業	1,243,524	53.00
運輸業	393	0.02
卸売・小売業	325	0.01
金融・保険業	287,854	12.27
不動産業	86,568	3.69
各種サービス業	11,685	0.50
地方公共団体	15,814	0.68
その他	696,812	29.70
合計	2,346,098	100.00

業種別	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	
	貸出金残高 (百万円)	構成比 (%)
製造業	2,352	0.10
情報通信業	1,123,565	50.50
運輸業、郵便業	491	0.02
卸売業、小売業	162	0.01
金融業、保険業	339,634	15.27
不動産業、物品賃貸業	67,540	3.04
各種サービス業	32,985	1.48
地方公共団体	14,595	0.66
その他	643,386	28.92
合計	2,224,710	100.00

(注) 日本標準産業分類の改訂(平成19年11月)に伴い、第1四半期連結会計期間から業種の表示を一部変更しております。

③ 元本補てん契約のある信託の運用／受入状況

科目	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)			当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)			前連結会計年度末 (平成21年3月31日)		
	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)	金銭信託 (百万円)	貸付信託 (百万円)	合計 (百万円)
貸出金	36,148	—	36,148	31,051	—	31,051	33,414	—	33,414
有価証券	78,148	—	78,148	45,982	—	45,982	37,317	—	37,317
その他	790,067	64,364	854,431	844,949	37,747	882,696	811,899	50,457	862,357
資産計	904,364	64,364	968,728	921,983	37,747	959,731	882,631	50,457	933,089
元本	903,736	63,494	967,231	921,497	37,199	958,696	882,029	49,756	931,786
債権償却準備金	111	—	111	94	—	94	101	—	101
特別留保金	—	415	415	—	241	241	—	306	306
その他	516	454	970	391	306	697	500	394	895
負債計	904,364	64,364	968,728	921,983	37,747	959,731	882,631	50,457	933,089

(注) 1 信託財産の運用のため再信託された信託を含みます。

2 リスク管理債権の状況

前中間連結会計期間末

貸出金36,148百万円のうち、延滞債権額は3,147百万円であります。

当中間連結会計期間末

貸出金31,051百万円のうち、延滞債権額は3,122百万円であります。

前連結会計年度末

貸出金33,414百万円のうち、延滞債権額は3,136百万円であります。

(参考) 貸付信託勘定の有価証券の時価等

前中間連結会計期間末(平成20年9月30日)

該当ありません。

当中間連結会計期間末(平成21年9月30日)

該当ありません。

前連結会計年度末(平成21年3月31日)

該当ありません。

(参考) 資産の査定(信託勘定)

資産の査定は、貸出金等の各勘定について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	0	—
危険債権	31	31
要管理債権	—	—
正常債権	330	279

(単体情報)

(参考) 当社の単体情報のうち、参考として以下の情報を掲げております。

1 損益の概要(単体)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B)－(A)
業務粗利益	70,509	63,778	△6,731
うち信託報酬	28,962	23,797	△5,165
うち信託勘定与信関係費用(△)	—	—	—
経費(除く臨時処理分)(△)	46,424	45,880	△543
人件費(△)	16,168	17,616	1,448
物件費(△)	28,719	26,885	△1,834
税金(△)	1,536	1,378	△157
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	24,084	17,897	△6,187
一般貸倒引当金繰入額(△)	—	1,213	1,213
業務純益	24,084	16,684	△7,400
信託勘定償却前業務純益	24,084	16,684	△7,400
信託勘定償却前業務純益 (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	24,084	17,897	△6,187
うち債券関係損益	3,464	2,765	△698
臨時損益	△20,008	△8,790	11,218
株式関係損益	△4,279	122	4,402
不良債権処理額(△)	12,955	6,499	△6,456
貸出金償却(△)	12,955	2,240	△10,715
個別貸倒引当金繰入額(△)	—	4,258	4,258
特定海外債権引当勘定繰入額(△)	—	△0	△0
その他臨時損益	△2,772	△2,413	359
経常利益	4,076	7,894	3,817
特別損益	3,440	60	△3,380
うち固定資産処分損益	△253	△112	140
うち減損損失	△32	△556	△524
うち償却債権取立益	301	704	403
うち貸倒引当金戻入益	3,887	—	△3,887
うち偶発損失引当金戻入益	30	25	△4
税引前中間純利益	7,517	7,954	437
法人税、住民税及び事業税(△)	11	6	△4
法人税等調整額(△)	3,819	1,647	△2,171
法人税等合計(△)	3,830	1,653	△2,176
中間純利益	3,686	6,300	2,614

- (注) 1 業務粗利益＝信託報酬＋(資金運用収支＋金銭の信託運用見合費用)＋役員取引等収支＋特定取引収支＋その他業務収支
2 業務純益＝業務粗利益－経費(除く臨時処理分)－一般貸倒引当金繰入額
3 信託勘定償却前業務純益＝業務純益＋信託勘定与信関係費用
4 「金銭の信託運用見合費用」とは、金銭の信託取得に係る資金調達費用であり、金銭の信託運用損益が臨時損益に計上されているため、業務費用から控除しているものであります。
5 臨時損益とは、損益計算書中「その他経常収益・費用」から一般貸倒引当金繰入額を除き、金銭の信託運用見合費用及び退職給付費用のうち臨時費用処理分等を加えたものであります。
6 債券関係損益＝国債等債券売却益－国債等債券売却損－国債等債券償却－投資損失引当金繰入額(債券対応分)±金融派生商品損益(債券関連)
7 株式関係損益＝株式等売却益－株式等売却損－株式等償却－投資損失引当金繰入額(株式対応分)±金融派生商品損益(株式関連)

2 利鞘(国内業務部門)(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
(1) 資金運用利回 ①	1.54	1.22	△0.31
貸出金利回	1.77	1.56	△0.20
有価証券利回	1.40	0.65	△0.75
(2) 資金調達利回 ②	0.67	0.51	△0.16
預金等利回	0.60	0.45	△0.14
(3) 資金粗利鞘 ①-②	0.86	0.71	△0.14

(注) 「国内業務部門」とは本邦店の円建諸取引であります。

3 ROE(単体)

	前中間会計期間 (%) (A)	当中間会計期間 (%) (B)	増減(%) (B) - (A)
信託勘定償却前業務純益ベース (一般貸倒引当金繰入前・のれん償却前)	27.23	45.81	18.57
業務純益ベース	27.23	42.70	15.47
中間純利益ベース	4.16	16.12	11.95

4 預金・貸出金の状況(単体)

(1) 信託勘定

① 元本補てん契約のある信託の元本・貸出金の残高

			前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
元本	金銭信託	末残	903,736	921,497	17,761
		平残	905,326	875,614	△29,712
	貸付信託	末残	63,494	37,199	△26,295
		平残	75,912	43,400	△32,512
	合計	末残	967,231	958,696	△8,534
		平残	981,239	919,014	△62,225
貸出金	金銭信託	末残	36,148	31,051	△5,096
		平残	38,762	32,634	△6,128
	貸付信託	末残	—	—	—
		平残	—	—	—
	合計	末残	36,148	31,051	△5,096
		平残	38,762	32,634	△6,128

② 元本補てん契約のある信託の個人・法人別元本残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	543, 886	502, 117	△41, 768
法人	423, 344	456, 578	33, 234
合計	967, 231	958, 696	△8, 534

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	9, 734	9, 196	△538
住宅ローン残高	9, 729	9, 190	△539
その他ローン残高	4	5	0

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。
前中間会計期間：696, 803百万円 当中間会計期間：643, 380百万円

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	795, 519	738, 677	△56, 841
総貸出金残高	② 百万円	2, 346, 098	2, 224, 710	△121, 387
中小企業等貸出金比率	①/② %	33. 90	33. 20	△0. 70
中小企業等貸出先件数	③ 件	1, 382	1, 244	△138
総貸出先件数	④ 件	1, 428	1, 289	△139
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	96. 77	96. 50	△0. 26

(注) 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

(2) 銀行勘定

① 預金・貸出金の残高

	前中間会計期間 (百万円) (A)	当中間会計期間 (百万円) (B)	増減(百万円) (B) - (A)
預金(末残)	2, 793, 168	2, 576, 999	△216, 169
預金(平残)	2, 738, 042	2, 758, 185	20, 143
貸出金(末残)	3, 444, 486	3, 616, 756	172, 269
貸出金(平残)	3, 433, 904	3, 562, 198	128, 293

② 個人・法人別預金残高(国内)

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
個人	1,854,075	1,793,941	△60,134
法人	939,093	774,036	△165,056
合計	2,793,168	2,567,978	△225,190

(注) 譲渡性預金及び特別国際金融取引勘定分を除いております。

③ 消費者ローン残高

	前中間会計期間 (百万円)(A)	当中間会計期間 (百万円)(B)	増減(百万円) (B) - (A)
消費者ローン残高	296,634	280,536	△16,098
住宅ローン残高	250,198	239,785	△10,412
その他ローン残高	46,435	40,750	△5,685

(注) 上記の消費者ローン残高を含めた個人向け貸出金残高は以下のとおりであります。

前中間会計期間：637,955百万円 当中間会計期間：632,528百万円

④ 中小企業等貸出金

		前中間会計期間 (A)	当中間会計期間 (B)	増減 (B) - (A)
中小企業等貸出金残高	① 百万円	1,605,065	1,443,896	△161,169
総貸出金残高	② 百万円	3,430,265	3,604,906	174,640
中小企業等貸出金比率	①/② %	46.79	40.05	△6.73
中小企業等貸出先件数	③ 件	50,613	46,902	△3,711
総貸出先件数	④ 件	51,248	47,548	△3,700
中小企業等貸出先件数比率	③/④ %	98.76	98.64	△0.11

(注) 1 貸出金残高には、特別国際金融取引勘定分は含まれておりません。

2 中小企業等とは、資本金3億円(ただし、卸売業は1億円、小売業、サービス業は5千万円)以下の会社又は常用する従業員が300人(ただし、卸売業は100人、小売業は50人、サービス業は100人)以下の会社及び個人であります。

5 債務の保証(支払承諾)の状況(単体)

○ 支払承諾の残高内訳

種類	前中間会計期間		当中間会計期間	
	口数(件)	金額(百万円)	口数(件)	金額(百万円)
手形引受	—	—	—	—
信用状	—	—	—	—
保証	111	38,785	95	36,848
計	111	38,785	95	36,848

(参考)

自己資本比率は、銀行法第14条の2の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第19号。以下、「告示」という。)に定められた算式に基づき、連結ベースと単体ベースの双方について算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、信用リスク・アセットの算出においては平成20年9月30日は基礎的内部格付手法を、平成21年9月30日は先進的内部格付手法を採用しております。また、マーケット・リスク規制を導入しており、オペレーショナル・リスク相当額に係る額の算出においては平成20年9月30日は粗利益配分手法を、平成21年9月30日は先進的計測手法を採用しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,260
	うち非累積的永久優先株	98,929	98,929
	新株式申込証拠金	—	—
	資本剰余金	15,373	15,402
	利益剰余金	45,321	15,752
	自己株式(△)	133	136
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	為替換算調整勘定	△890	△1,776
	新株予約権	—	290
	連結子法人等の少数株主持分	2,437	1,081
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合等により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	3,451	2,866
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	3,918	4,046
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	301,969	270,962
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	301,969	270,962	
うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	—	
補完的項目 (Tier 2)	その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	15,642	15,075
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	637	625
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	182,200	148,000
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	21,800
	うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	126,200
	計	198,480	163,700
うち自己資本への算入額 (B)	198,480	163,700	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
	うち自己資本への算入額 (C)	—	—
控除項目	控除項目(注5) (D)	6,231	5,768
自己資本額	(A) + (B) + (C) - (D) (E)	494,218	428,894

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
リスク・アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,881,983	2,510,205
	オフ・バランス取引等項目	146,506	156,631
	信用リスク・アセットの額 (F)	3,028,490	2,666,837
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	7,510	9,109
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	600	728
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	347,850	372,498
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	27,828	29,799
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5を乗じて得た額 (K)	440,112	—
	計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	3,823,964	3,048,445
連結自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)		12.92	14.06
(参考) Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)		7.89	8.88

(注) 1 「繰延税金資産の純額に相当する額」は平成20年9月30日現在44,950百万円、平成21年9月30日現在35,291百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在60,393百万円、平成21年9月30日現在54,192百万円であります。

2 告示第5条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。

3 告示第6条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。

- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
- (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
- (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
- (4) 利払い義務の延期が認められるものであること

4 告示第6条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。

5 告示第8条第1項第1号から第6号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額が含まれております。

単体自己資本比率(国際統一基準)

項目		平成20年9月30日	平成21年9月30日
		金額(百万円)	金額(百万円)
基本的項目 (Tier 1)	資本金	247,231	247,260
	うち非累積的永久優先株	98,929	98,929
	新株式申込証拠金	—	—
	資本準備金	15,367	15,395
	その他資本剰余金	—	—
	利益準備金	8,061	8,061
	その他利益剰余金	30,895	5,665
	その他	—	—
	自己株式(△)	133	136
	自己株式申込証拠金	—	—
	社外流出予定額(△)	—	—
	その他有価証券の評価差損(△)	—	—
	新株予約権	—	290
	営業権相当額(△)	—	—
	のれん相当額(△)	—	—
	企業結合により計上される無形固定資産相当額(△)	—	—
	証券化取引に伴い増加した自己資本相当額(△)	3,451	2,866
	期待損失額が適格引当金を上回る額の50%相当額(△)	4,639	4,544
	繰延税金資産の控除前の〔基本的項目〕計 (上記各項目の合計額)	293,330	269,126
	繰延税金資産の控除金額(△)(注1)	—	—
計 (A)	293,330	269,126	
補完的項目 (Tier 2)	うちステップ・アップ金利条項付の 優先出資証券(注2)	—	—
	うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券	—	—
	その他有価証券の貸借対照表計上額の合計額 から帳簿価額の合計額を控除した額の45%相当額	15,477	14,871
	土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の 差額の45%相当額	—	—
	一般貸倒引当金	222	245
	適格引当金が期待損失額を上回る額	—	—
	負債性資本調達手段等	182,200	148,000
	うち永久劣後債務(注3)	42,700	21,800
うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4)	139,500	126,200	
計	197,900	163,117	
うち自己資本への算入額 (B)	197,900	163,117	
準補完的項目 (Tier 3)	短期劣後債務	—	—
うち自己資本への算入額 (C)	—	—	
控除項目 (D)	控除項目(注5)	5,965	5,285
自己資本額 (E)	(A)+(B)+(C)-(D)	485,266	426,958
リスク・ アセット等	資産(オン・バランス)項目	2,853,191	2,498,431
	オフ・バランス取引等項目	145,867	155,741
	信用リスク・アセットの額 (F)	2,999,059	2,654,173
	マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G)	7,079	8,806
	(参考)マーケット・リスク相当額 (H)	566	704
	オペレーショナル・リスク相当額に係る額 ((J)/8%) (I)	302,448	328,145
	(参考)オペレーショナル・リスク相当額 (J)	24,195	26,251
	旧所要自己資本の額に告示に定める率を乗じて 得た額が新所要自己資本の額を上回る額に12.5 を乗じて得た額 (K)	463,398	—
計((F)+(G)+(I)+(K)) (L)	3,771,985	2,991,126	
単体自己資本比率(国際統一基準)=(E)/(L)×100(%)	12.86	14.27	
(参考) Tier 1 比率=(A)/(L)×100(%)	7.77	8.99	

- (注) 1 「繰延税金資産に相当する額」は平成20年9月30日現在46,091百万円、平成21年9月30日現在35,529百万円であり、「繰延税金資産の算入上限額」は平成20年9月30日現在58,666百万円、平成21年9月30日現在53,825百万円であります。
- 2 告示第17条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
- 3 告示第18条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
- 4 告示第18条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
- 5 告示第20条第1項第1号から第5号に掲げるものであり、他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額が含まれております。

(参考) 資産の査定(銀行勘定・単体)

資産の査定は、「金融機能の再生のための緊急措置に関する法律」(平成10年法律第132号)第6条に基づき、当社の中間貸借対照表の社債(当該社債を有する金融機関がその元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第2条第3項に規定する有価証券の私募によるものに限る。)、貸出金、外国為替、その他資産中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるもの並びに中間貸借対照表に注記することとされている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)について債務者の財政状態及び経営成績等を基礎として次のとおり区分するものであります。

1 破産更生債権及びこれらに準ずる債権

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権をいう。

2 危険債権

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権をいう。

3 要管理債権

要管理債権とは、3ヵ月以上延滞債権及び貸出条件緩和債権をいう。

4 正常債権

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、上記1から3までに掲げる債権以外のものに区分される債権をいう。

資産の査定額

債権の区分	平成20年9月30日	平成21年9月30日
	金額(億円)	金額(億円)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	347	447
危険債権	152	271
要管理債権	92	198
正常債権	34,998	36,360

第3 【設備の状況】

(1) 主要な設備の状況

当第2四半期連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

(2) 設備の新設、除却等の計画

当第2四半期連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の新設、除却等の計画はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	13,700,000,000
第一種優先株式	155,717,123
第三種優先株式	800,000,000
第四種優先株式	400,000,000
第五種優先株式	400,000,000
第六種優先株式	400,000,000
計	15,855,717,123

(注) 当社定款には「株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定めております。

② 【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成21年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成21年11月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	5,025,370,829	同左 (注1)	東京証券取引所 第一部 大阪証券取引所 第一部	完全議決権株式であり、権利 内容に何ら限定のない当社に おける標準となる株式 (注2)
第一回第一種 優先株式	155,717,123	同左	—	(注3)
第二回第三種 優先株式	800,000,000	同左	—	(注4)
計	5,981,087,952	同左	—	—

(注) 1 提出日現在発行数には、平成21年11月1日から報告書を提出する日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

2 普通株式の単元株式数は、1,000株となっております。

3 第一回第一種優先株式の内容は次のとおりであります。

(1) 単元株式数 1,000株

(2) 優先配当金

(イ) 優先配当金

定款第56条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年6円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

(ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

(ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

(二) 優先中間配当金

定款第57条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき3円25銭を支払う。

(3) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき500円を支払う。優先株主に対しては、上記500円のほか残余財産の分配は行わない。

(4) 取得請求権

(イ) 取得請求期間

平成11年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(ロ) 当初取得比率

当社が本優先株式を取得するのと引換えに、1株につき当初取得比率4.464により普通株式を交付することを請求できる。

(ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成12年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{500\text{円}}{\text{時価}}$$

ただし、上記計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回る場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また、修正後取得比率が6.098(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回る場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率を次に定める算式により調整する(以下「調整後取得比率」という。)

ただし、算出された比率が、上限取得比率を上回る場合には、上限取得比率をもって調整後取得比率とする。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(5) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が80円を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を80円で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

- (7) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

- (8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

4 第二回第三種優先株式の内容は次のとおりであります。

- (1) 単元株式数 1,000株

- (2) 優先配当金

- (イ) 優先配当金

定款第56条に定める剰余金の配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき年1円50銭の優先配当金を支払う。ただし、当該事業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した金額とする。

- (ロ) 非累積条項

ある事業年度において、優先株主に対し優先配当金の全部又は一部を支払わないときは、その不足額は翌事業年度以降に累積しない。

- (ハ) 非参加条項

優先株主に対し優先配当金を超えて剰余金の配当は行わない。

- (ニ) 優先中間配当金

定款第57条に定める中間配当を行うときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき75銭を支払う。

- (3) 残余財産の分配

残余財産の分配をするときは、優先株主に対し、普通株主に先立ち、本優先株式1株につき150円を支払う。優先株主に対しては、上記150円のほか残余財産の分配は行わない。

- (4) 取得請求権

- (イ) 取得請求期間

平成14年7月1日から平成31年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

- (ロ) 当初取得比率

当初取得比率は、下記算式により算出される。

$$\text{当初取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

ただし、当初取得比率の上限を6.098とする。

上記算式で使用する時価は、平成14年7月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

- (ハ) 取得比率の修正

当初取得比率は、平成15年7月1日以降平成30年7月1日まで毎年7月1日(以下「修正日」という。)に、下記算式により算出される取得比率(以下「修正後取得比率」という。)に修正される。

$$\text{修正後取得比率} = \frac{150\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)とする。

なお、上記45取引日の間に、下記(ニ)に定める取得比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は(ニ)に準じて調整される。

上記にかかわらず、上記算式による計算の結果、修正後取得比率が当該修正日の前日現在有効な取得比率を下回ることとなる場合には、修正前取得比率をもって修正後取得比率とし、また修正後取得比率が上記計算の時価を当初取得比率を算出した時に用いた時価の75%に相当する額を用いた比率(ただし、下記(ニ)に準じて調整される。以下「上限取得比率」という。)を上回ることとなる場合には、上限取得比率をもって修正後取得比率とする。

(ニ) 取得比率の調整

今後当社が時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合や、株式分割により普通株式を発行する場合その他一定の事情が生じた場合には、取得比率(上限取得比率を含む。)を次に定める算式により調整する。

$$\text{調整後取得比率} = \text{調整前取得比率} \times \frac{\text{既発行の普通株式数} + \text{新規発行の普通株式数}}{\text{既発行の普通株式数} + \frac{\text{新規発行の普通株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}$$

(ホ) 取得と引換えに交付すべき普通株式数

取得した本優先株式と引換えに、当社は次の算式により計算される普通株式を交付する。

取得と引換えに交付すべき普通株式数 = 優先株主が取得請求のため提出した本優先株式数 × 取得比率

(5) 一斉取得

平成31年1月31日までに取得請求のなかった本優先株式は、平成31年2月1日をもって当社が取得し、これと引換えに次の算式により計算した数の普通株式を優先株主に交付する。

本優先株式1株の取得と引換えに交付する普通株式の数は、本優先株式1株の払込金相当額を一斉取得日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社の普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式とする。

この場合、当該平均値が、本優先株式1株の払込金相当額を当初の取得比率で除した額の75%に相当する額を下回るときは、本優先株式1株の払込金相当額を当該金額で除して得られる数の普通株式となる。

上記の普通株式数の算出にあたって1株に満たない端数が生じたときは、会社法第234条の規定によりこれを取扱う。

(6) 議決権条項

優先株主は、定款の規定により議決権を有する場合を除き、株主総会において議決権を有しない。

優先配当金の議案が株主総会に提出されない、または議案が否決された場合には、優先配当金の議案が決議される時までは議決権を有する。

剰余金の配当及び残余財産の分配に関しては普通株式に優先する一方で、議決権に関してはこれを制限する内容となっております。

(7) 株式の併合又は分割、株式無償割当て、募集株式等の割当てを受ける権利等

法令に別段の定めがある場合を除き、本優先株式について株式の併合又は分割は行わず、また優先株主には株式無償割当てを行わない。当社は優先株主に対しては募集株式、募集新株予約権、新株予約権付社債又は分離して譲渡することができる募集新株予約権および社債の割当てを受ける権利を与えず、新株予約権の無償割当ては行わない。

(8) 会社法第322条第2項に規定する定款の定め

設けておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

取締役会の決議日(平成21年1月30日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	1,080
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,080,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年2月17日から平成41年2月16日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき92,490円 ②資本組入額 1,000株につき46,245円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日現在)	
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

取締役会の決議日(平成21年6月25日)

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日現在)
新株予約権の数(個)	1,744
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—
新株予約権の目的となる株式の種類(注)1	当社普通株式
新株予約権の目的となる株式の数(株)	1,744,000
新株予約権の行使時の払込金額	株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額。
新株予約権の行使期間	平成21年7月11日から平成41年7月10日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	①発行価格 1,000株につき111,000円 ②資本組入額 1,000株につき55,500円
新株予約権の行使の条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
新株予約権の譲渡に関する事項	当社取締役会の承認を要する。
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が合併(合併により当社が消滅する場合に限る。)、吸収分割若しくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)、又は株式交換若しくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合においては、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、合併後存続する株式会社又は合併により設立する株式会社、分割する事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継する株式会社、新設分割により設立する株式会社、当社の発行済株式の全部を取得する株式会社及び株式移転により設立する株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を下記の条件で交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定め、これが当社株主総会で承認された場合に限るものとする。</p> <p>① 交付する再編対象会社の新株予約権の数 本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数とする。</p> <p>② 新株予約権の目的となる株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>③ 新株予約権の目的となる株式の数 組織再編行為の条件に応じて合理的に調整された数とし、調整により生ずる1株未満の端数は切り捨てる。</p>

	第2四半期会計期間末現在 (平成21年9月30日現在)
	<p>④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 再編後行使価額に上記③に従って決定される各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後行使価額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受ける再編対象会社の株式1株当たり1円とする。</p> <p>⑤ 新株予約権の行使期間 上記「新株予約権の行使期間」欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のいずれか遅い日から、同欄に定める本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。</p> <p>⑥ その他行使条件及び取得条項 上記「新株予約権の行使の条件」欄及び(注)2に準じて定めるものとする。</p> <p>⑦ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 (注)3に準じて定めるものとする。</p> <p>⑧ 新株予約権の取得承認 譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。</p>

(注) 1 各本新株予約権の目的である株式の数(以下「付与株式数」という。)は当社普通株式1,000株とする。普通株式の内容は、「第4 提出会社の状況、1 株式等の状況、(1)株式の総数等、②発行済株式」に記載しております。

なお、本新株予約権割当後、当社が当社普通株式の株式分割又は株式無償割当て、株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式無償割当て、株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割又は株式無償割当ての場合は、当該株式分割又は株式無償割当ての基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割又は株式無償割当てが行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割又は株式無償割当てのための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各本新株予約権を保有する者(以下「本新株予約権者」という。)に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告する。

2 以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は会社法第416条第4項の規定に従い委任された執行役の決定がなされた場合)、当社取締役会又は当社取締役会の委任を受けた当社の代表取締役が別途定める日に、当社は無償で本新株予約権を取得することができる。

① 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

② 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

③ 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

④ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑤ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

3 本新株予約権の行使により新株を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則に従い算出される資本金等増加限度額に0.5を乗じた額(ただし、1円未満の端数は切り上げる。)とする。資本金として計上しないこととした額は資本準備金とする。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成21年7月1日～ 平成21年9月30日 (注)	普通株式 183 優先株式 —	普通株式 5,025,370 優先株式 955,717	8,462	247,260,354	8,462	15,395,825

(注) 新株予約権の行使による増加であります。

(5) 【大株主の状況】

所有株式数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.50
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	43,469	0.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	25,173	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,438	0.22
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	13,195	0.22
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	13,140	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,849	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,759	0.21
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	12,179	0.20
計	—	4,652,311	77.78

(注) 普通株式と優先株式を合算して記載しております。

所有議決権数別

平成21年9月30日現在

氏名又は名称	住所	所有議決権 数(個)	総株主の議決権に対する 所有議決権数の割合(%)
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区丸の内二丁目5番1号	4,456,108	74.53
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内二丁目1番1号	50,000	0.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	43,469	0.72
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	25,173	0.42
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口1)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	13,438	0.22
J Pモルガン証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目7番3号	13,195	0.22
大成建設株式会社	東京都新宿区西新宿一丁目25番1号	13,140	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口3)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,849	0.21
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口6)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	12,759	0.21
みずほインベスターズ証券株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町二丁目10番30号	12,179	0.20
計	—	4,652,310	77.82

(注) 1 普通株式と優先株式を合算して記載しております。

2 平成21年6月25日開催の第139期定時株主総会において、株式会社みずほフィナンシャルグループが所有する優先株式について優先配当金の議案が提出されなかったため、定款の定めに基づき、この総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権が生じております。

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

平成21年9月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己株式) 普通株式 840,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 (注1) 5,022,559,000	普通株式 (注1) 5,022,559	同上
	第一回第一種 優先株式 155,717,000	第一回第一種 優先株式 (注2) 155,717	優先株式の内容は、「1 株式等の状況」の「(1) 株式の総数等」の「② 発行済株式」の注記に記載されております。
	第二回第三種 優先株式 800,000,000	第二回第三種 優先株式 (注2) 800,000	
単元未満株式 (注3)	普通株式 1,971,829 第一回第一種 優先株式 123	—	—
発行済株式総数	5,981,087,952	—	—
総株主の議決権	—	5,978,276	—

(注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式10千株(議決権10個)が含まれております。

2 平成21年6月25日開催の第139期定時株主総会において、優先配当金の議案が提出されなかったため、定款の定めに基づき、この総会より第一回第一種優先株式155,717個、第二回第三種優先株式800,000個の議決権が生じております。

3 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式291株が含まれております。

② 【自己株式等】

平成21年9月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己株式) みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目 2番1号	840,000	—	840,000	0.01
計	—	840,000	—	840,000	0.01

2 【株価の推移】

【当該四半期累計期間における月別最高・最低株価】

① 普通株式

月別	平成21年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	111	117	143	132	129	120
最低(円)	92	99	108	105	117	90

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

② 第一回第一種優先株式、第二回第三種優先株式

当株式は、金融商品取引所に上場されておられません。

3 【役員の状況】

前事業年度の有価証券報告書の提出日後、当四半期報告書の提出日までにおいて、役員（取締役・監査役）の異動はありません。

なお、当社では執行役員制度を導入しており、執行役員の異動は、次のとおりであります。

(1) 役職の異動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
執行役員	執行役員 本店営業第一部長	門口 真人	平成21年7月3日
常務執行役員	常務執行役員 I T・システム統括部長	大井 直	平成21年10月1日

第5 【経理の状況】

1 当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期会計期間については、中間連結財務諸表および中間財務諸表を作成しております。

2 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)は改正前の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)は改正後の中間連結財務諸表規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第5条第1項第1号ただし書き及び第4号ただし書きにより、改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。

3 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)に準拠しております。

なお、前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)は改正前の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成し、当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)は改正後の中間財務諸表等規則及び銀行法施行規則に基づき作成しております。

また、当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)附則第4条第1項第1号ただし書きにより、改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。

4 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前中間連結会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当中間連結会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間(自平成20年4月1日至平成20年9月30日)及び当中間会計期間(自平成21年4月1日至平成21年9月30日)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

1 【中間連結財務諸表】
 (1) 【中間連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	394,222	397,872	340,362
コールローン及び買入手形	19,340	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	40,249
買入金銭債権	335,133	243,209	288,052
特定取引資産	27,999	54,804	51,955
有価証券	※1, ※8 1,628,222	※1, ※8 1,751,507	※1, ※8 1,947,635
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,434,758	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,605,597	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,428,311
外国為替	1,499	907	3,166
その他資産	※8 191,578	※8 182,839	※8 194,222
有形固定資産	※10 38,547	※10 35,721	※10 37,129
無形固定資産	30,933	32,045	29,914
繰延税金資産	44,950	35,291	49,892
支払承諾見返	39,122	37,008	34,686
貸倒引当金	△21,140	△28,963	△26,177
投資損失引当金	—	—	△1
資産の部合計	6,165,170	6,347,842	6,419,399
負債の部			
預金	※8 2,895,307	※8 2,655,620	※8 3,042,755
譲渡性預金	809,870	848,660	630,680
コールマネー及び売渡手形	※8 535,309	※8 532,463	※8 658,809
債券貸借取引受入担保金	※8 168,181	※8 344,113	※8 74,859
特定取引負債	28,992	62,108	59,323
借入金	※8, ※11 242,400	※8, ※11 454,500	※8, ※11 617,452
外国為替	1	0	1
社債	※12 162,200	※12 128,000	※12 143,900
信託勘定借	859,710	887,708	827,713
その他負債	56,600	78,158	47,167
賞与引当金	2,739	2,537	2,559
退職給付引当金	11,727	471	12,018
役員退職慰労引当金	249	244	274
偶発損失引当金	12,559	12,684	12,710
睡眠預金払戻損失引当金	910	1,035	955
繰延税金負債	0	0	0
支払承諾	39,122	37,008	34,686
負債の部合計	5,825,884	6,045,314	6,165,867

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 要約連結貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,231	247,260	247,231
資本剰余金	15,373	15,402	15,373
利益剰余金	45,321	15,752	10,713
自己株式	△133	△136	△134
株主資本合計	307,793	278,278	273,184
その他有価証券評価差額金	30,936	30,447	△14,226
繰延ヘッジ損益	△1,110	△5,886	△4,583
為替換算調整勘定	△890	△1,776	△2,204
評価・換算差額等合計	28,935	22,784	△21,014
新株予約権	—	290	155
少数株主持分	2,556	1,173	1,206
純資産の部合計	339,285	302,527	253,531
負債及び純資産の部合計	6,165,170	6,347,842	6,419,399

(2) 【中間連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
経常収益	120,513	107,926	229,578
信託報酬	28,962	23,797	54,509
資金運用収益	48,040	38,871	89,852
(うち貸出金利息)	31,105	28,054	61,698
(うち有価証券利息配当金)	11,617	8,323	19,333
役務取引等収益	30,195	28,777	60,708
特定取引収益	726	1,930	1,176
その他業務収益	5,254	4,304	8,301
その他経常収益	7,333	※1 10,244	※1 15,030
経常費用	115,309	101,226	241,530
資金調達費用	21,558	15,601	41,914
(うち預金利息)	9,365	6,840	18,203
役務取引等費用	8,183	7,679	15,882
特定取引費用	—	0	—
その他業務費用	3,985	1,285	9,766
営業経費	58,655	58,484	114,211
その他経常費用	※2 22,926	※2 18,175	※2 59,755
経常利益又は経常損失(△)	5,203	6,700	△11,952
特別利益	※3 4,563	※3 826	※3 488
特別損失	※4 2,592	※4 674	※4 4,618
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失(△)	7,175	6,852	△16,081
法人税、住民税及び事業税	396	220	286
法人税等調整額	2,808	1,640	15,027
法人税等合計	3,205	1,860	15,313
少数株主損益調整前中間純利益		4,991	
少数株主損失(△)	△619	△47	△1,378
中間純利益又は中間純損失(△)	4,589	5,039	△30,016

(3) 【中間連結株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,231	247,231
当中間期変動額			
新株の発行	—	28	—
当中間期変動額合計	—	28	—
当中間期末残高	247,231	247,260	247,231
資本剰余金			
前期末残高	15,373	15,373	15,373
当中間期変動額			
新株の発行	—	28	—
当中間期変動額合計	—	28	—
当中間期末残高	15,373	15,402	15,373
利益剰余金			
前期末残高	127,467	10,713	127,467
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失(△)	4,589	5,039	△30,016
自己株式の処分	△0	△0	△1
自己株式の消却	△78,999	—	△78,999
当中間期変動額合計	△82,146	5,039	△116,754
当中間期末残高	45,321	15,752	10,713
自己株式			
前期末残高	△126	△134	△126
当中間期変動額			
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	7
自己株式の消却	78,999	—	78,999
当中間期変動額合計	△7	△1	△8
当中間期末残高	△133	△136	△134
株主資本合計			
前期末残高	389,946	273,184	389,946
当中間期変動額			
新株の発行	—	56	—
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失(△)	4,589	5,039	△30,016
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	5
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	△82,153	5,094	△116,762
当中間期末残高	307,793	278,278	273,184

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	67,014	△14,226	67,014
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△36,077	44,674	△81,241
当中間期変動額合計	△36,077	44,674	△81,241
当中間期末残高	30,936	30,447	△14,226
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	4,399	△4,583	4,399
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△5,509	△1,303	△8,982
当中間期変動額合計	△5,509	△1,303	△8,982
当中間期末残高	△1,110	△5,886	△4,583
為替換算調整勘定			
前期末残高	△237	△2,204	△237
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△653	427	△1,966
当中間期変動額合計	△653	427	△1,966
当中間期末残高	△890	△1,776	△2,204
評価・換算差額等合計			
前期末残高	71,176	△21,014	71,176
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△42,240	43,798	△92,190
当中間期変動額合計	△42,240	43,798	△92,190
当中間期末残高	28,935	22,784	△21,014
新株予約権			
前期末残高	—	155	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	—	135	155
当中間期変動額合計	—	135	155
当中間期末残高	—	290	155
少数株主持分			
前期末残高	3,170	1,206	3,170
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△613	△32	△1,964
当中間期変動額合計	△613	△32	△1,964
当中間期末残高	2,556	1,173	1,206

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結株主資本等 変動計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
純資産合計			
前期末残高	464,293	253,531	464,293
当中間期変動額			
新株の発行	—	56	—
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失(△)	4,589	5,039	△30,016
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	5
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額(純額)	△42,854	43,901	△93,999
当中間期変動額合計	△125,007	48,995	△210,762
当中間期末残高	339,285	302,527	253,531

(4) 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度
	(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	連結キャッシュ・フロー 計算書 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー			
税金等調整前中間純利益又は税金等調整前中間純損失 (△)	7,175	6,852	△16,081
減価償却費	5,004	4,102	9,250
減損損失	32	556	80
持分法による投資損益 (△は益)	△17	573	444
貸倒引当金の増減 (△)	△4,797	5,448	1,191
投資損失引当金の増減額 (△は減少)	—	—	1
偶発損失引当金の増減 (△)	△30	△25	120
賞与引当金の増減額 (△は減少)	2	△22	△177
退職給付引当金の増減額 (△は減少)	381	1,162	673
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△389	△30	△363
睡眠預金払戻損失引当金の増減 (△)	34	80	79
資金運用収益	△48,040	△38,871	△89,852
資金調達費用	21,558	15,601	41,914
有価証券関係損益 (△)	282	△2,454	15,946
為替差損益 (△は益)	△4,569	12,702	△7,638
固定資産処分損益 (△は益)	310	21	2,286
退職給付信託設定損益 (△は益)	—	△6,731	—
特定取引資産の純増 (△) 減	12,465	△2,848	△11,490
特定取引負債の純増減 (△)	△3,307	2,784	27,023
貸出金の純増 (△) 減	41,319	△179,947	46,814
預金の純増減 (△)	98,583	△393,956	260,888
譲渡性預金の純増減 (△)	80,310	217,980	△98,880
借入金 (劣後特約付借入金を除く) の純増減 (△)	220,150	△162,952	595,202
預け金 (中央銀行預け金を除く) の純増 (△) 減	△13,282	△109,671	116,250
コールローン等の純増 (△) 減	5,366	45,123	69,123
債券貸借取引支払保証金の純増 (△) 減	51,864	40,249	11,615
コールマネー等の純増減 (△)	△45,355	△126,346	78,144
債券貸借取引受入担保金の純増減 (△)	△274,368	269,253	△367,690
外国為替 (資産) の純増 (△) 減	△85	2,258	△1,752
外国為替 (負債) の純増減 (△)	△7	△1	△6
信託勘定借の純増減 (△)	△92,376	59,995	△124,374
資金運用による収入	49,913	40,304	93,558
資金調達による支出	△21,939	△17,671	△39,597
その他	△11,419	44,385	△36,767
小計	74,768	△272,093	575,938
法人税等の支払額	△738	△389	△1,275
営業活動によるキャッシュ・フロー	74,030	△272,483	574,662

(単位：百万円)

	前中間連結会計期間 (自平成20年4月1日 至平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)	前連結会計年度 連結キャッシュ・フロー 計算書 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)
投資活動によるキャッシュ・フロー			
有価証券の取得による支出	△866,826	△1,781,549	△2,615,220
有価証券の売却による収入	740,738	1,040,171	1,242,110
有価証券の償還による収入	150,226	976,817	1,005,731
有形固定資産の取得による支出	△1,478	△427	△2,141
無形固定資産の取得による支出	△11,136	△8,702	△18,208
有形固定資産の売却による収入	—	138	120
無形固定資産の売却による収入	4,675	3,374	7,769
投資活動によるキャッシュ・フロー	16,199	229,822	△379,839
財務活動によるキャッシュ・フロー			
劣後特約付社債の発行による収入	—	20,800	17,200
劣後特約付社債の償還による支出	—	△36,700	△35,500
株式の発行による収入	—	0	—
配当金の支払額	△7,735	—	△7,735
少数株主への配当金の支払額	△2	—	△552
自己株式の取得による支出	△79,011	△1	△79,015
自己株式の売却による収入	3	0	5
財務活動によるキャッシュ・フロー	△86,746	△15,901	△105,598
現金及び現金同等物に係る換算差額	△199	1,991	△597
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	3,284	△56,570	88,627
現金及び現金同等物の期首残高	67,401	156,028	67,401
現金及び現金同等物の中間期末残高	※1 70,685	※1 99,458	※1 156,028

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 連結子会社 11社 主要な会社名 みずほトラスト保証株式会社 みずほトラストファイナンス株式会社 みずほ信不動産販売株式会社 Mizuho Trust & Banking Co. (USA) Mizuho Trust & Banking (Luxembourg) S. A.</p> <p>(2) 非連結子会社 該当ありません。</p>
2 持分法の適用に関する事項	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社は、設立により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>	<p>(1) 持分法適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(2) 持分法適用の関連会社 2社 日本ペンション・オペレーション・サービス株式会社 日本株主データサービス株式会社 なお、日本株主データサービス株式会社は、設立により当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>(3) 持分法非適用の非連結子会社 該当ありません。</p> <p>(4) 持分法非適用の関連会社 該当ありません。</p>
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社</p> <p>(2) 中間連結財務諸表の作成に当っては、それぞれの中間決算日等の財務諸表により連結しております。 中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>	<p>(1) 連結子会社の中間決算日等は次のとおりであります。 6月末日 5社 9月末日 6社</p> <p>(2) 同左</p>	<p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。 12月末日 5社 3月末日 6社</p> <p>(2) 連結財務諸表の作成に当っては、いずれもそれぞれの決算日の財務諸表により連結しております。 連結決算日と上記の決算日との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
4 開示対象特別目的 会社に関する事項	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は103,978百万円、負債総額(単純合算)は103,978百万円であります。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <p>貸出金 68,413百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 28,158百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 456百万円</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は34,107百万円、負債総額(単純合算)は34,107百万円です。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当中間連結会計期間における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当中間連結会計期間末残高</p> <p>貸出金 27,969百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 16,641百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 141百万円</p>	<p>(1) 開示対象特別目的会社の概要及び開示対象特別目的会社を利用した取引の概要</p> <p>当社は、顧客の金銭債権等の流動化を支援する目的で、特別目的会社(ケイマン法人の形態によっております。)3社に係る借入での資金調達に関し、貸出金、信用枠及び流動性枠を供与しております。</p> <p>特別目的会社3社の直近の決算日における資産総額(単純合算)は54,280百万円、負債総額(単純合算)は54,280百万円です。</p> <p>なお、いずれの特別目的会社についても、当社は議決権のある株式等は有しておらず、役員や従業員の派遣もありません。</p> <p>(2) 当連結会計年度における開示対象特別目的会社との取引金額等</p> <p>主な取引の当連結会計年度末残高</p> <p>貸出金 39,711百万円</p> <p>信用枠及び流動性枠 19,134百万円</p> <p>主な損益</p> <p>貸出金利息 741百万円</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>同左</p>	<p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>有価証券の評価は、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。</p>
	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>	<p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当社及び連結子会社で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。</p> <p>③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>	<p>(4) 減価償却の方法</p> <p>① 有形固定資産(リース資産を除く) 当社の有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年 連結子会社の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。</p> <p>② 無形固定資産(リース資産を除く) 同左</p> <p>③ リース資産 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(5) 貸倒引当金の計上基準 当社及び一部の連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利子率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は23,541百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は27,748百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は24,169百万円であります。</p> <p>上記以外の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p>
			<p>(6) 投資損失引当金の計上基準</p> <p>当社の投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(6) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。	(6) 賞与引当金の計上基準 同左	(7) 賞与引当金の計上基準 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。
	(7) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。	(7) 退職給付引当金の計上基準 同左	(8) 退職給付引当金の計上基準 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生連結会計年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(主として10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理しております。
	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 国内連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。	(8) 役員退職慰労引当金の計上基準 同左	(9) 役員退職慰労引当金の計上基準 国内連結子会社の役員退職慰労引当金は、役員及び執行役員の退職により支給する退職慰労金に備えるため、内規に基づく支給見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(9) 偶発損失引当金の計上基準 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(9) 偶発損失引当金の計上基準 同左	(10) 偶発損失引当金の計上基準 同左
	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 当社の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(10) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左	(11) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準 同左
	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。	(11) 外貨建資産・負債の換算基準 同左	(12) 外貨建資産・負債の換算基準 当社の外貨建資産・負債は、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。 連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(12)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘ</p>	<p>(13)重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ)金利リスク・ヘッジ 当社は、金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当連結会計年度末の連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施しております多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッ</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は14,818百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,541百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>当社の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。</p> <p>ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,387百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,113百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>	<p>「ヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当連結会計年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は12,110百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は11,835百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)連結会社間取引等 同左</p>

	前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(13)消費税等の会計処理 当社及び国内連結子会 社の消費税及び地方消費 税の会計処理は、主とし て税抜方式によっており ます。	(13)消費税等の会計処理 同左	(14)消費税等の会計処理 同左
6 (中間)連結キャッ シュ・フロー計算書 における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フ ロー計算書における資金の 範囲は、中間連結貸借対照 表上の「現金預け金」のう ち現金及び中央銀行への預 け金であります。	同左	連結キャッシュ・フロー 計算書における資金の範囲 は、連結貸借対照表上の 「現金預け金」のうち現金 及び中央銀行への預け金で あります。

【中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有形固定資産は2,761百万円、無形固定資産は320百万円、その他負債は5,237百万円増加し、特別損失は2,250百万円増加、税金等調整前中間純利益は2,155百万円減少しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>	<p>—————</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用) 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)、「持分法に関する会計基準」(企業会計基準第16号平成20年12月26日公表分)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度から早期適用することができることになったことに伴い、当中間連結会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する連結会計年度から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前連結会計年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」は2,103百万円、「無形固定資産」は239百万円、「その他負債」は4,477百万円増加し、「特別損失」は2,250百万円増加、「税金等調整前当期純損失」は2,133百万円増加しております。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は軽微であります。</p>

【表示方法の変更】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
	<p>(中間連結損益計算書関係)</p> <p>「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号平成20年12月26日)に基づき「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」(平成21年3月24日内閣府令第5号)が平成21年4月1日以後開始する連結会計年度の期首から適用できることになったことに伴い、当中間連結会計期間から「少数株主損益調整前中間純利益」を表示しております。</p>

【追加情報】

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
		<p>(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更)</p> <p>有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。</p> <p>これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が21,792百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が14,303百万円増加しております。</p> <p>合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。</p>

【注記事項】

(中間連結貸借対照表関係)

前中間連結会計期間末 (平成20年 9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年 9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年 3月31日)
<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,036百万円を含んでおりません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は6,045百万円、延滞債権額は17,885百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は534百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,727百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式1,950百万円を含んでおりません。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,328百万円、延滞債権額は35,330百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は638百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,321百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>	<p>※1 有価証券には、関連会社の株式2,523百万円を含んでおりません。</p> <p>2 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は40,128百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は18,297百万円、延滞債権額は20,369百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> <p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は644百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は10,001百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は33,193百万円であります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、1,913百万円であります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 899,166百万円 貸出金 18,725百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,248百万円 コールマネー及び売渡手形 110,000百万円 債券貸借取引受入担保金 168,181百万円 借入金 222,400百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券158,199百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,507百万円、保証金は10,635百万円あります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は65,618百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、784百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,145,398百万円 貸出金 526,961百万円 担保資産に対応する債務 預金 2,322百万円 コールマネー及び売渡手形 135,000百万円 債券貸借取引受入担保金 344,113百万円 借入金 434,500百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券151,130百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,505百万円、保証金は10,436百万円あります。</p>	<p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は49,312百万円あります。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき、金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、989百万円あります。</p> <p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。 担保に供している資産 有価証券 1,341,067百万円 貸出金 225,739百万円 担保資産に対応する債務 預金 1,937百万円 コールマネー及び売渡手形 140,000百万円 債券貸借取引受入担保金 74,859百万円 借入金 597,452百万円 上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券138,942百万円を差入れております。 関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。 また、その他資産のうち、先物取引差入証拠金は2,500百万円、保証金は10,459百万円あります。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、886,054百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが692,905百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、962,589百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが806,204百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>	<p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、871,781百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが704,429百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社及び連結子会社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社及び連結子会社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p>

前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 34,033百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,736百万円、貸付信託63,494百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 35,785百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,497百万円、貸付信託37,199百万円であります。</p>	<p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 34,758百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 当社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託882,029百万円、貸付信託49,756百万円であります。</p>

(中間連結損益計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)												
<p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却12,959百万円及び株式等償却2,755百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益4,232百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額2,250百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,857百万円、貸出金償却2,240百万円、株式等償却626百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用3,687百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益704百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1" data-bbox="595 819 991 983"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗 (9店舗)</td> <td>土地、 建物、 什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当中間連結会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円	<p>※1 「その他経常収益」には、信用リスク減殺取引に係る利益4,104百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額2,646百万円、貸出金償却24,985百万円及び株式等償却16,018百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益488百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前連結会計年度末までの税金等調整前当期純利益に係る累積的影響額2,250百万円を含んでおります。</p>
地域	主な用途	種類	減損損失											
首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円											
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円											

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

I 前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755	—	—	5,024,755	
第一回第一種 優先株式	232,565	—	76,848	155,717	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	6,057,321	—	76,848	5,980,472	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	761	65	22	805	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	76,848	76,848	—	(注) 2
合計	761	76,913	76,870	805	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(65千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(22千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

3 配当に関する事項

(1) 当中間連結会計期間中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,023	1.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,511	6.50	平成20年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成20年3月31日	

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当効力の発生日が当中間連結会計期間の末日後となるもの

該当ありません。

II 当中間連結会計期間（自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	5,024,755	615	—	5,025,370	(注)
第一回第一種 優先株式	155,717	—	—	155,717	
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	5,980,472	615	—	5,981,087	

(注) 普通株式の増加は、新株予約権（ストック・オプション）の権利行使に伴う新株発行(615千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計 年度末株式数 (千株)	当中間連結会計 期間増加株式数 (千株)	当中間連結会計 期間減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)	摘要
普通株式	825	18	3	840	(注)
合計	825	18	3	840	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(18千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(3千株)によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当中間連結会計期間 増加	当中間連結 会計期間 減少		
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプション としての新株 予約権		—			290	
連結子会社 (自己新株予 約権)			—			— (—)	
合計			—			290 (—)	

4 配当に関する事項

該当ありません。

Ⅲ 前連結会計年度（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	5,024,755	—	—	5,024,755	
第一回第一種 優先株式	232,565	—	76,848	155,717	(注)
第二回第三種 優先株式	800,000	—	—	800,000	
合計	6,057,321	—	76,848	5,980,472	

(注) 第一回第一種優先株式の減少は、自己株式(第一回第一種優先株式)の取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

2 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	761	109	45	825	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	76,848	76,848	—	(注) 2
合計	761	76,957	76,893	825	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(109千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(45千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

3 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)			当連結会計 年度末残高 (百万円)	摘要
			前連結会計 年度末	当連結会計年度 増加	減少		
当社	新株予約権 (自己新株予約権)	—	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	
	ストック・オプションとしての新株 予約権		—	—	—	155	
連結子会社 (自己新株予 約権)			—	—	—	(—)	
合計			—	—	—	155 (—)	

4 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たりの金額 (円)	基準日	効力発生日
平成20年6月26日 定時株主総会	普通株式	5,023	1.00	平成20年3月31日	平成20年6月27日
	第一回第一種 優先株式	1,511	6.50	平成20年3月31日	
	第二回第三種 優先株式	1,200	1.50	平成20年3月31日	

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

該当ありません。

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																								
<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成20年9月30日現在</p> <table data-bbox="197 479 564 642"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>394,222百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△261,416百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△62,120百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>70,685百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	394,222百万円	定期預け金	△261,416百万円	その他預け金	△62,120百万円	現金及び現金同等物	<u>70,685百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年9月30日現在</p> <table data-bbox="619 479 986 642"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>397,872百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△241,462百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△56,951百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>99,458百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	397,872百万円	定期預け金	△241,462百万円	その他預け金	△56,951百万円	現金及び現金同等物	<u>99,458百万円</u>	<p>※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成21年3月31日現在</p> <table data-bbox="1040 448 1407 642"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>340,362百万円</td> </tr> <tr> <td>定期預け金</td> <td>△135,444百万円</td> </tr> <tr> <td>その他預け金</td> <td>△48,889百万円</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td><u>156,028百万円</u></td> </tr> </table>	現金預け金勘定	340,362百万円	定期預け金	△135,444百万円	その他預け金	△48,889百万円	現金及び現金同等物	<u>156,028百万円</u>
現金預け金勘定	394,222百万円																									
定期預け金	△261,416百万円																									
その他預け金	△62,120百万円																									
現金及び現金同等物	<u>70,685百万円</u>																									
現金預け金勘定	397,872百万円																									
定期預け金	△241,462百万円																									
その他預け金	△56,951百万円																									
現金及び現金同等物	<u>99,458百万円</u>																									
現金預け金勘定	340,362百万円																									
定期預け金	△135,444百万円																									
その他預け金	△48,889百万円																									
現金及び現金同等物	<u>156,028百万円</u>																									

(リース取引関係)

前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>同左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法</p> <p>連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「5 会計処理基準に関する事項」の「(4) 減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>																		
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,160百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>2,654百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>5,815百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,160百万円	1年超	2,654百万円	合計	5,815百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,836百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,883百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>3,719百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,836百万円	1年超	1,883百万円	合計	3,719百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>3,198百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>951百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,150百万円</td> </tr> </table>	1年内	3,198百万円	1年超	951百万円	合計	4,150百万円
1年内	3,160百万円																			
1年超	2,654百万円																			
合計	5,815百万円																			
1年内	1,836百万円																			
1年超	1,883百万円																			
合計	3,719百万円																			
1年内	3,198百万円																			
1年超	951百万円																			
合計	4,150百万円																			

(有価証券関係)

- ※1 (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部を含めて記載しております。
- ※2 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、(中間)財務諸表における注記事項として記載しております。

I 前中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成20年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	186,444	271,281	84,836
債券	1,069,217	1,036,669	△32,547
国債	991,466	958,965	△32,500
地方債	8,431	8,439	7
社債	69,319	69,264	△55
その他	412,901	398,165	△14,735
外国証券	270,316	258,741	△11,575
買入金銭債権	125,993	125,611	△382
その他	16,591	13,812	△2,778
合計	1,668,563	1,706,116	37,552

(注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は2,794百万円(利益)であります。

2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。

3 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は4,479百万円(うち、株式2,642百万円、外国証券1,836百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成20年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	16,122
非上場債券	22,767
買入金銭債権	134,530

II 当中間連結会計期間末

1 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

2 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年9月30日現在)

	取得原価(百万円)	中間連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)
株式	165,065	214,744	49,678
債券	988,550	996,454	7,903
国債	946,443	954,010	7,567
地方債	5,978	6,078	100
社債	36,128	36,365	236
その他	607,299	588,463	△18,836
外国証券	494,004	479,983	△14,020
買入金銭債権	96,731	96,090	△640
その他	16,564	12,389	△4,174
合計	1,760,916	1,799,662	38,746

(注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は5,459百万円(利益)であります。

2 中間連結貸借対照表計上額は、国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づき行なっております。

3 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価(原則として当中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という)しております。

当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は492百万円であり、全額株式に係るものであります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下のとおりであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間連結会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって中間連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が18,856百万円増加、「繰延税金資産」が7,655百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が11,200百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

3 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成21年9月30日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	15,881
非上場債券	22,362
買入金銭債権	88,531

Ⅲ 前連結会計年度末

1 売買目的有価証券(平成21年3月31日現在)

	連結貸借対照表計上額(百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた評価差額(百万円)
売買目的有価証券	869	6

2 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

3 その他有価証券で時価のあるもの(平成21年3月31日現在)

	取得原価(百万円)	連結貸借対照表計上額(百万円)	評価差額(百万円)	うち益(百万円)	うち損(百万円)
株式	172,436	182,252	9,816	30,602	20,785
債券	1,482,328	1,480,750	△1,578	1,928	3,506
国債	1,422,143	1,420,869	△1,273	1,797	3,071
地方債	6,137	6,165	28	41	12
社債	54,048	53,715	△333	89	422
その他	375,244	348,982	△26,262	1,149	27,411
外国証券	247,527	227,871	△19,655	919	20,575
買入金銭債権	112,163	111,243	△920	230	1,150
その他	15,553	9,867	△5,686	—	5,686
合計	2,030,009	2,011,985	△18,024	33,680	51,704

(注) 1 評価差額のうち、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額は7,238百万円(利益)であります。

2 連結貸借対照表計上額は、国内株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された額等により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。ただし、減損処理に際して基準となる時価の算定は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づき行なっております。

3 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

4 その他有価証券で時価のあるものうち、当該有価証券の時価(原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。

当連結会計年度におけるこの減損処理額は20,768百万円(うち、株式15,810百万円、外国証券4,958百万円)であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は原則として以下の通りであります。

時価が取得原価の50%以下の銘柄

時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

(追加情報)

有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって連結貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当連結会計年度末においては、合理的に算定された価額をもって連結貸借対照表価額としております。

これにより、市場価格をもって連結貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が21,792百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が14,303百万円増加しております。

合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

4 当連結会計年度中に売却したその他有価証券(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	売却額(百万円)	売却益の合計額(百万円)	売却損の合計額(百万円)
その他有価証券	1,236,957	9,395	2,625

5 時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額(平成21年3月31日現在)

	金額(百万円)
満期保有目的の債券	該当ありません。
その他有価証券	
非上場株式	16,006
非上場債券	21,190
買入金銭債権	115,925

6 保有目的を変更した有価証券

該当ありません。

7 その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額(平成21年3月31日現在)

	1年以内(百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超(百万円)
債券	681,327	265,065	356,635	198,911
国債	668,510	228,816	342,913	180,629
地方債	812	3,046	2,306	—
社債	12,004	33,202	11,415	18,282
その他	61,130	211,705	76,135	39,684
外国証券	25,920	88,363	42,998	—
買入金銭債権	34,342	120,086	33,055	39,684
その他	867	3,255	81	—
合計	742,458	476,771	432,771	238,596

(金銭の信託関係)

I 前中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成20年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成20年9月30日現在)
該当ありません。

II 当中間連結会計期間末

- 1 満期保有目的の金銭の信託(平成21年9月30日現在)
該当ありません。
- 2 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年9月30日現在)
該当ありません。

III 前連結会計年度末

- 1 運用目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 2 満期保有目的の金銭の信託(平成21年3月31日現在)
該当ありません。
- 3 その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成21年3月31日現在)
該当ありません。

(その他有価証券評価差額金)

I 前中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成20年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	34,760
その他有価証券	34,760
(△)繰延税金負債	3,704
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	31,055
(△)少数株主持分相当額	118
その他有価証券評価差額金	30,936

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額2,794百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額1百万円が含まれております。

II 当中間連結会計期間末

○その他有価証券評価差額金(平成21年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	33,286
その他有価証券	33,286
(△)繰延税金負債	2,747
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	30,538
(△)少数株主持分相当額	91
その他有価証券評価差額金	30,447

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額5,459百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額△0百万円が含まれております。

Ⅲ 前連結会計年度末

○その他有価証券評価差額金(平成21年3月31日現在)

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

	金額(百万円)
評価差額	△25,261
その他有価証券	△25,261
(+)繰延税金資産	11,111
その他有価証券評価差額金(持分相当額調整前)	△14,149
(△)少数株主持分相当額	76
その他有価証券評価差額金	△14,226

(注) 1 時価ヘッジの適用により損益に反映させた額7,238百万円(利益)は、その他有価証券の評価差額より控除しております。

2 「評価差額」の内訳「その他有価証券」には、時価評価されていない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額0百万円が含まれております。

(デリバティブ取引関係)

I 前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	1,883	7	7
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	13,659,188	△198	△198
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	———	———	△191

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	231,720	78	78
	通貨オプション	2,072	—	4
	その他	—	—	—
	合計	———	———	83

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	2,500	△24	△24
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	△24

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成20年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	20,000	1,906	1,906
	合計	—	—	1,906

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

II 当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	金利先物	—	—	—
	金利オプション	—	—	—
店頭	金利先渡契約	—	—	—
	金利スワップ	13,839,417	436	436
	金利オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	436

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(2) 通貨関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	通貨先物	—	—	—
	通貨オプション	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—
	為替予約	150,372	10	10
	通貨オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	10

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
金融商品取引所	債券先物	139	△0	△0
	債券先物オプション	—	—	—
店頭	債券店頭オプション	—	—	—
	その他	—	—	—
	合計	—	—	△0

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

(5) 商品関連取引(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年9月30日現在)

区分	種類	契約額等(百万円)	時価(百万円)	評価損益(百万円)
店頭	クレジットデリバティブ	15,000	1,624	1,624
	合計	—	—	1,624

(注) 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

Ⅲ 前連結会計年度末

1 取引の状況に関する事項

(1) デリバティブ取引の内容

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主として次に掲げるデリバティブ取引を行っております。

- ① 先物外国為替取引
- ② 通貨オプション取引
- ③ 通貨スワップ取引
- ④ 金利スワップ取引
- ⑤ 金利オプション取引
- ⑥ 金利先物取引および同オプション取引
- ⑦ 債券店頭オプション取引
- ⑧ 債券先物取引および同オプション取引
- ⑨ 株価指数先物取引
- ⑩ クレジットデリバティブ

なお、上記⑤金利オプション取引には、キャップ、フロアー、スワップション等の取引を含んでおります。

(2) デリバティブ取引に対する取組方針と目的

金融の自由化、国際化の流れに伴い、金融市場の発展・整備および金融商品の多様化が進み、取引手法も高度化しています。当社グループにおいては、主に自らのリスク調整などを行う手段として、上に掲げるようなデリバティブ取引を活用しております。

デリバティブ取引の運営に際しては、経営戦略および収益力等を勘案の上、ALM・マーケットリスク委員会の審議を経て市場関連取引の方針とそれに基づく全社ベースの取引管理ルールを制定し、そこで定める一定のリスク限度額、損失限度額および商品別保有限度額等の範囲内で取引を行っております。なお、ALM・マーケットリスク委員会とは、資産、負債の総合的管理を円滑に運営することを目的として、担当役員および本部部長により当社内で組織しているものです。

ただし、クレジットデリバティブについては、ポートフォリオマネジメント委員会の審議を経て原則的な取引方針を定め、その方針に基づき、取引を行っております。なお、ポートフォリオマネジメント委員会とは、信用リスク管理を円滑に運営することを目的として、担当役員および本部部長により当社内で組織しているものです。

以上のような方針のもと、当社は主として次の目的で、デリバティブ取引を利用しております。

- ① 当社の資産負債総合管理(ALM)の一環として行うヘッジ等の取引
- ② トレーディング業務として行う取引
- ③ 与信集中の削減を目的とするプロテクションの購入

(3) デリバティブ取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引を行うことに伴う主要なリスクとして、次のようなものがあります。

- ① 信用リスク
信用を供与している先の財務状況の悪化等により、資産(オフバランス項目を含む)の価値が減少または消失し、当社グループ各社が損失を被るリスク。
- ② 市場リスク
金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産・負債(オフバランスを含む)の価値が変動し当社グループが損失を被るリスク(市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより当社グループが損失を被るリスク(市場流動性リスク)を含む)。
- ③ その他のリスク
当社の格付が引下げられた場合に追加担保の提供によりコストが発生するリスク。

(4) デリバティブ取引に係るリスク管理体制

① 信用リスク管理体制

信用リスクに関する重要事項は「信用リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、信用リスク管理に関する経営政策委員会として「ポートフォリオマネジメント委員会」を設置し、当社グループのクレジットポートフォリオ運営について総合的に審議、調整を行っております。

与信企画部は、信用リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもその他の与信と同一の枠組みの中で、信用リスク管理を行っております。また、与信企画部は、信用リスク管理の状況等について、月次でポートフォリオマネジメント委員会に報告し、さらに、定期的および必要に応じて経営会議、取締役会等に報告しております。

② 市場リスク管理体制

市場リスクに関する重要事項は「市場リスク管理の基本方針」に則り、取締役会が決定しております。また、市場リスク管理に関する経営政策委員会として「ALM・マーケットリスク委員会」を設置し、ALMに係る基本方針、資金運用調達に関する事項を始めとした市場リスク管理全般に関する事項の審議、調整を行っております。

総合リスク管理部は、市場リスク管理に関する基本的な事項の企画立案、推進を行っております。デリバティブ取引についてもオンバランス取引と同一の枠組みの中で、市場リスク管理を行っております。また、総合リスク管理部は、市場リスク管理の状況等について、月次でALM・マーケットリスク委員会に報告し、さらに、定期的および必要に応じて経営会議、取締役会等に報告しております。

連結子会社の行うデリバティブ取引については、リスクヘッジ目的のものに限定し、当社の総合リスク管理部が定期的にその状況を把握しております。

(5) 契約額・時価等についての補足説明

契約額または時価等に関して補足する事項につきましては、「2 取引の時価等に関する事項」の該当する項目において記載しております。

2 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	金利先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	金利先渡契約				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	金利スワップ				
	受取固定・支払変動	6,760,650	4,475,825	50,507	50,507
	受取変動・支払固定	6,504,842	3,971,115	△51,330	△51,330
	受取変動・支払変動	1,032,245	718,845	△118	△118
	金利オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	△941

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)等に基づき、ヘッジ会計を適用しているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2 時価の算定

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	通貨先物				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	通貨スワップ	—	—	—	—
	為替予約				
	売建	84,716	—	△1,232	△1,232
	買建	86,901	—	1,284	1,284
	通貨オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
売建	—	—	—	—	
買建	—	—	—	—	
	合計	—	—	—	52

(注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)等に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

(3) 株式関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(4) 債券関連取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
金融商品 取引所	債券先物				
	売建	138	—	0	0
	買建	—	—	—	—
	債券先物オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
店頭	債券店頭オプション				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	その他				
	売建	—	—	—	—
	買建	—	—	—	—
	合計	—	—	—	0

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

(5) 商品関連取引(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

(6) クレジットデリバティブ取引(平成21年3月31日現在)

区分	種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超のもの (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
店頭	クレジットデリバティブ				
	売建	—	—	—	—
	買建	20,000	10,000	5,273	5,273
	合計	—	—	—	5,273

- (注) 1 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
- 2 時価の算定
 割引現在価値により算出しております。
- 3 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(ストック・オプション等関係)

I 前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

該当ありません。

II 当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

1 スtock・オプションにかかる当中間連結会計期間における費用計上額及び科目名

営業経費 94百万円

2 当中間連結会計期間に付与したストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第2回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 18名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,744,000株
付与日	平成21年7月10日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日
権利行使期間	自 平成21年7月11日 至 平成41年7月10日
権利行使価格	1株につき1円
付与日における公正な評価単価	1株につき110円00銭

(注) 株式数に換算して記載しております。

Ⅲ 前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

1 ストック・オプションにかかる当連結会計年度における費用計上額及び科目名
営業経費 155百万円

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名 当社執行役員 20名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1,695,000株
付与日	平成21年2月16日
権利確定条件	当社の取締役又は執行役員の地位に基づき割当てを受けた新株予約権については、当社の取締役又は執行役員の地位を喪失した日の翌日以降、本新株予約権を行使できる。
対象勤務期間	自 平成20年7月1日 至 平成21年3月31日
権利行使期間	自 平成21年2月17日 至 平成41年2月16日

(注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
権利確定前(株)	
前連結会計年度末	—
付与	1,695,000
失効	—
権利確定	—
未確定残	1,695,000
権利確定後(株)	
前連結会計年度末	—
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	—

(注) ストック・オプションの数は株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
権利行使価格	1株につき1円
行使時平均株価	—
付与日における公正な評価単価	1株につき91円49銭

3 スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたみずほ信託銀行株式会社第1回新株予約権についての公正な評価単価の見積方法は以下のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ・モデル
- (2) 主な基礎数値及び見積方法

	みずほ信託銀行株式会社 第1回新株予約権
株価変動性 (注) 1	46.19%
予想残存期間 (注) 2	1.52年
予想配当 (注) 3	1株につき1円
無リスク利子率 (注) 4	0.359%

(注) 1 割当日前営業日(平成21年2月13日)から予想残存期間(1.52年)に相当する過去79週分の当社株価より算定したヒストリカル・ボラティリティを採用しております。

2 当社役員の平均的な就任期間に基づき見積もっております。

3 割当日前営業日(平成21年2月13日)における平成21年3月期の普通株配当予想によります。

4 予想残存期間に対応する日本国債利回りを採用しております。

4 スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方式を採用しております。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

連結会社は信託銀行業以外に一部で信用保証業務等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	102,328	5,597	107,926	—	107,926
(2) セグメント間の内部 経常収益	86	1,031	1,118	(1,118)	—
計	102,414	6,629	109,044	(1,118)	107,926
経常費用	94,861	7,028	101,890	(663)	101,226
経常利益(△は経常損失)	7,553	△398	7,154	(454)	6,700

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 信託銀行業・・・・・・・・信託銀行業

(2) 金融関連業・その他・・・・信用保証業、貸金業、その他

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	信託銀行業 (百万円)	金融関連業 その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	216,951	12,627	229,578	—	229,578
(2) セグメント間の内部 経常収益	380	4,938	5,319	(5,319)	—
計	217,332	17,566	234,898	(5,319)	229,578
経常費用	226,251	20,216	246,468	(4,937)	241,530
経常利益(△は経常損失)	△8,919	△2,649	△11,569	(382)	△11,952

(注) 1 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。

2 各事業の主な内容

(1) 信託銀行業・・・・・・・・信託銀行業

(2) 金融関連業・その他・・・・信用保証業、貸金業、その他

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	115,228	5,285	120,513	—	120,513
(2) セグメント間の内部 経常収益	324	98	422	(422)	—
計	115,552	5,384	120,936	(422)	120,513
経常費用	108,803	6,604	115,408	(98)	115,309
経常利益(△は経常損失)	6,748	△1,220	5,527	(324)	5,203

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	105,415	2,510	107,926	—	107,926
(2) セグメント間の内部 経常収益	6	92	99	(99)	—
計	105,421	2,603	108,025	(99)	107,926
経常費用	98,415	2,909	101,325	(99)	101,226
経常利益(△は経常損失)	7,006	△305	6,700	—	6,700

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	日本 (百万円)	その他の地域 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
経常収益					
(1) 外部顧客に対する 経常収益	221,793	7,785	229,578	—	229,578
(2) セグメント間の内部 経常収益	522	161	683	(683)	—
計	222,315	7,946	230,261	(683)	229,578
経常費用	232,318	9,373	241,692	(161)	241,530
経常利益(△は経常損失)	△10,003	△1,427	△11,430	(521)	△11,952

(注) 当社の本支店及び連結子会社について、地理的近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益(△は経常損失)を記載しております。なお、日本以外の国又は地域(米州、欧州)における経常収益等は、いずれも全セグメントに占める割合が僅少であるため、その他の地域に一括記載しております。

【国際業務経常収益】

前中間連結会計期間(自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	15,561
II 連結経常収益	120,513
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	12.9

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

当中間連結会計期間(自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	9,149
II 連結経常収益	107,926
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	8.4

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

前連結会計年度(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

	金額(百万円)
I 国際業務経常収益	22,295
II 連結経常収益	229,578
III 国際業務経常収益の連結経常収益に占める割合(%)	9.7

(注) 1 一般企業の海外売上高に代えて、国際業務経常収益を記載しております。

2 国際業務経常収益は、国内での外貨建諸取引、円建対非居住者諸取引、特別国際金融取引勘定における諸取引等並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益(ただし、連結会社間の内部経常収益を除く)であります。

(1株当たり情報)

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり純資産額	円	27.64	20.54	10.81
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (△は1株当たり当期純 損失金額)	円	0.91	1.00	△5.97
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額	円	0.56	0.63	—

(注) 1 1株当たり純資産額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間連結会計期間末 (平成21年9月30日)	前連結会計年度末 (平成21年3月31日)
純資産の部の合計額	百万円	339,285	302,527	253,531
純資産の部の合計額から 控除する金額	百万円	200,415	199,322	199,219
（うち優先株式払込金額）	百万円	(197,858)	(197,858)	(197,858)
（うち新株予約権）	百万円	(—)	(290)	(155)
（うち少数株主持分）	百万円	(2,556)	(1,173)	(1,206)
普通株式に係る(中間) 期末の純資産額	百万円	138,870	103,204	54,311
1株当たり純資産額の算定 に用いられた(中間)期末の 普通株式の数	千株	5,023,950	5,024,530	5,023,930

2 1株当たり中間(当期)純利益金額(1株当たり当期純損失金額)及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益金額の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前中間連結会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1株当たり中間(当期) 純利益金額 (1株当たり当期純損失金額)				
中間(当期)純利益 (△は当期純損失)	百万円	4,589	5,039	△30,016
普通株主に帰属しない金額	百万円	—	—	—
普通株式に係る中間(当期) 純利益(△は当期純損失)	百万円	4,589	5,039	△30,016
普通株式の(中間)期中平均 株式数	千株	5,023,976	5,024,361	5,023,959
潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益金額				
中間(当期)純利益調整額	百万円	—	—	—
普通株式増加数	千株	3,118,432	2,890,000	—
(うち第一回第一種優先 株式)	千株	(1,180,032)	(949,563)	(—)
(うち第二回第三種優先 株式)	千株	(1,938,400)	(1,938,400)	(—)
(うち新株予約権)	千株	(—)	(2,037)	(—)
希薄化効果を有しないため、 潜在株式調整後1株当たり中 間(当期)純利益金額の算定に 含めなかった潜在株式の概要		—	—	第一回第一種優先株式 (発行済株式総数 155,717千株) 第二回第三種優先株式 (発行済株式総数 800,000千株) 第1回新株予約権 (新株予約権の数 1,695個)

3 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額は、1株当たり当期純損失金額の場合に該当するため記載しておりません。

2 【その他】

(第2四半期連結会計期間に係る損益計算書)

当社は、特定事業会社(企業内容等の開示に関する内閣府令第17条の15第2項に規定する事業を行う会社)に該当するため、第2四半期連結会計期間に係る損益計算書については、監査を受けておりません。

(単位：百万円)

	前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)
経常収益	62,765	61,360
信託報酬	16,388	13,551
資金運用収益	24,235	20,120
(うち貸出金利息)	15,652	13,885
(うち有価証券利息配当金)	5,904	5,033
役務取引等収益	15,843	15,278
特定取引収益	389	1,286
その他業務収益	1,617	2,206
その他経常収益	4,291	※1 8,917
経常費用	66,674	49,407
資金調達費用	11,139	7,340
(うち預金利息)	4,779	3,113
役務取引等費用	3,991	3,939
特定取引費用	50	—
その他業務費用	2,410	909
営業経費	29,466	29,163
その他経常費用	※2 19,616	※2 8,054
経常利益又は経常損失(△)	△3,909	11,953
特別利益	106	※3 399
特別損失	118	※4 625
税金等調整前四半期純利益又は税金等調整前 四半期純損失(△)	△3,921	11,727
法人税、住民税及び事業税	153	60
法人税等調整額	3,961	2,501
法人税等合計	4,114	2,561
少数株主損益調整前四半期純利益		9,166
少数株主利益又は少数株主損失(△)	△198	53
四半期純利益又は四半期純損失(△)	△7,837	9,113

前第2四半期連結会計期間 (自 平成20年7月1日 至 平成20年9月30日)	当第2四半期連結会計期間 (自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)												
<p>※2 「その他経常費用」には、貸出金償却12,055百万円、貸倒引当金繰入額1,116百万円、株式等償却2,730百万円を含んでおります。</p>	<p>※1 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※2 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額4,624百万円、貸出金償却377百万円及び株式等償却571百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「特別利益」には、償却債権取立益398百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1" data-bbox="805 537 1404 660"> <thead> <tr> <th>地域</th> <th>主な用途</th> <th>種類</th> <th>減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗(9店舗)</td> <td>土地、建物、什器</td> <td>488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗(3店舗)</td> <td>建物、什器</td> <td>68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当第2四半期連結会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当第2四半期連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円	その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円
地域	主な用途	種類	減損損失										
首都圏	営業用店舗(9店舗)	土地、建物、什器	488百万円										
その他	営業用店舗(3店舗)	建物、什器	68百万円										

3 【中間財務諸表】
 (1) 【中間貸借対照表】

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
資産の部			
現金預け金	330,187	311,087	223,555
コールローン	1,036	—	—
債券貸借取引支払保証金	—	—	40,249
買入金銭債権	335,133	243,209	288,052
特定取引資産	27,999	54,804	51,955
有価証券	※1, ※8 1,610,380	※1, ※2, ※8 1,763,587	※1, ※2, ※8 1,945,977
貸出金	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,444,486	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,616,756	※3, ※4, ※5, ※6, ※7, ※8, ※9 3,439,591
外国為替	1,499	907	3,166
その他資産	※8 181,912	※8 174,496	※8 184,479
有形固定資産	※10 31,992	※10 30,247	※10 31,340
無形固定資産	17,775	20,666	19,920
繰延税金資産	46,091	35,529	50,115
支払承諾見返	38,785	36,848	34,394
貸倒引当金	△20,124	△27,148	△24,338
投資損失引当金	—	—	△1
資産の部合計	6,047,157	6,260,993	6,288,459
負債の部			
預金	※8 2,793,168	※8 2,576,999	※8 2,920,102
譲渡性預金	815,170	854,160	636,080
コールマネー	※8 535,309	※8 532,463	※8 658,809
債券貸借取引受入担保金	※8 168,181	※8 344,113	※8 74,859
特定取引負債	28,992	62,108	59,323
借入金	※8, ※11 242,400	※8, ※11 454,500	※8, ※11 617,452
外国為替	5	4	5
社債	※12 162,200	※12 128,000	※12 143,900
信託勘定借	859,710	887,708	827,713
その他負債	45,213	67,445	37,474
未払法人税等	464	395	256
リース債務	700	362	531
その他の負債	44,048	66,688	36,686
賞与引当金	2,070	1,997	2,063
退職給付引当金	11,232	—	11,526
偶発損失引当金	12,559	12,684	12,710
睡眠預金払戻損失引当金	910	1,035	955
支払承諾	38,785	36,848	34,394
負債の部合計	5,715,911	5,960,068	6,037,369

(単位：百万円)

	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 要約貸借対照表 (平成21年3月31日)
純資産の部			
資本金	247,231	247,260	247,231
資本剰余金	15,367	15,395	15,367
資本準備金	15,367	15,395	15,367
利益剰余金	38,956	13,726	7,426
利益準備金	8,061	8,061	8,061
その他利益剰余金	30,895	5,665	△634
繰越利益剰余金	30,895	5,665	△634
自己株式	△133	△136	△134
株主資本合計	301,421	276,247	269,891
その他有価証券評価差額金	30,934	30,273	△14,373
繰延ヘッジ損益	△1,110	△5,886	△4,583
評価・換算差額等合計	29,824	24,386	△18,956
新株予約権	—	290	155
純資産の部合計	331,246	300,924	251,089
負債及び純資産の部合計	6,047,157	6,260,993	6,288,459

(2) 【中間損益計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 要約損益計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
経常収益	102,448	95,808	199,545
信託報酬	28,962	23,797	54,509
資金運用収益	46,394	38,583	88,101
(うち貸出金利息)	30,969	28,148	61,575
(うち有価証券利息配当金)	11,372	8,264	19,609
役務取引等収益	18,942	19,375	40,585
特定取引収益	726	1,930	1,176
その他業務収益	5,119	4,024	8,242
その他経常収益	2,302	※2 8,096	※2 6,930
経常費用	98,371	87,914	208,175
資金調達費用	19,951	15,378	39,461
(うち預金利息)	7,851	6,671	15,902
役務取引等費用	7,535	7,400	14,992
特定取引費用	—	0	—
その他業務費用	2,149	1,153	8,068
営業経費	※1 49,938	※1 50,974	98,249
その他経常費用	※3 18,797	※3 13,006	※3 47,402
経常利益又は経常損失(△)	4,076	7,894	△8,629
特別利益	※4 4,219	※4 730	※4 488
特別損失	※5 778	※5 669	※5 2,788
税引前中間純利益又は税引前中間純損失(△)	7,517	7,954	△10,929
法人税、住民税及び事業税	11	6	13
法人税等調整額	3,819	1,647	16,898
法人税等合計	3,830	1,653	16,912
中間純利益又は中間純損失(△)	3,686	6,300	△27,842

(3) 【中間株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
株主資本			
資本金			
前期末残高	247,231	247,231	247,231
当中間期変動額			
新株の発行	—	28	—
当中間期変動額合計	—	28	—
当中間期末残高	247,231	247,260	247,231
資本剰余金			
資本準備金			
前期末残高	15,367	15,367	15,367
当中間期変動額			
新株の発行	—	28	—
当中間期変動額合計	—	28	—
当中間期末残高	15,367	15,395	15,367
資本剰余金合計			
前期末残高	15,367	15,367	15,367
当中間期変動額			
新株の発行	—	28	—
当中間期変動額合計	—	28	—
当中間期末残高	15,367	15,395	15,367
利益剰余金			
利益準備金			
前期末残高	6,514	8,061	6,514
当中間期変動額			
剰余金の配当	1,547	—	1,547
当中間期変動額合計	1,547	—	1,547
当中間期末残高	8,061	8,061	8,061
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金			
前期末残高	115,491	△634	115,491
当中間期変動額			
剰余金の配当	△9,282	—	△9,282
中間純利益又は中間純損失(△)	3,686	6,300	△27,842
自己株式の処分	△0	△0	△1
自己株式の消却	△78,999	—	△78,999
当中間期変動額合計	△84,596	6,300	△116,126
当中間期末残高	30,895	5,665	△634

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
利益剰余金合計			
前期末残高	122,005	7,426	122,005
当中間期変動額			
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,686	6,300	△27,842
自己株式の処分	△0	△0	△1
自己株式の消却	△78,999	—	△78,999
当中間期変動額合計	△83,049	6,300	△114,579
当中間期末残高	38,956	13,726	7,426
自己株式			
前期末残高	△126	△134	△126
当中間期変動額			
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	7
自己株式の消却	78,999	—	78,999
当中間期変動額合計	△7	△1	△8
当中間期末残高	△133	△136	△134
株主資本合計			
前期末残高	384,478	269,891	384,478
当中間期変動額			
新株の発行	—	56	—
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,686	6,300	△27,842
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	5
自己株式の消却	—	—	—
当中間期変動額合計	△83,056	6,356	△114,587
当中間期末残高	301,421	276,247	269,891
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金			
前期末残高	66,803	△14,373	66,803
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△35,868	44,646	△81,177
当中間期変動額合計	△35,868	44,646	△81,177
当中間期末残高	30,934	30,273	△14,373
繰延ヘッジ損益			
前期末残高	4,399	△4,583	4,399
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△5,509	△1,303	△8,982
当中間期変動額合計	△5,509	△1,303	△8,982
当中間期末残高	△1,110	△5,886	△4,583

(単位：百万円)

	前中間会計期間 (自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月 30日)	当中間会計期間 (自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月 30日)	前事業年度 株主資本等変動計算書 (自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月 31日)
評価・換算差額等合計			
前期末残高	71,203	△18,956	71,203
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△41,378	43,343	△90,159
当中間期変動額合計	△41,378	43,343	△90,159
当中間期末残高	29,824	24,386	△18,956
新株予約権			
前期末残高	—	155	—
当中間期変動額			
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	—	135	155
当中間期変動額合計	—	135	155
当中間期末残高	—	290	155
純資産合計			
前期末残高	455,681	251,089	455,681
当中間期変動額			
新株の発行	—	56	—
剰余金の配当	△7,735	—	△7,735
中間純利益又は中間純損失 (△)	3,686	6,300	△27,842
自己株式の取得	△79,011	△1	△79,015
自己株式の処分	3	0	5
自己株式の消却	—	—	—
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	△41,378	43,478	△90,004
当中間期変動額合計	△124,435	49,834	△204,592
当中間期末残高	331,246	300,924	251,089

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
1 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前事業年度末と当中間会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当中間会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>	同左	<p>金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当事業年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前事業年度末と当事業年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前事業年度末と当事業年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
2 有価証券の評価基準及び評価方法	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については中間会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。	同左	有価証券の評価は、子会社株式及び関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券で時価のあるもののうち国内株式については事業年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については事業年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、時価ヘッジの適用により損益に反映させた額を除き、全部純資産直入法により処理しております。
3 デリバティブ取引の評価基準及び評価方法	デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。	同左	同左
4 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。 また、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 有形固定資産の減価償却は、建物については定額法(ただし、建物附属設備については定率法)、その他については定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建 物：3年～50年 その他：2年～20年
	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左	(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左
	(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産の減価償却は、原則として自己所有の固定資産に適用する方法と同一の方法を採用しております。	(3) リース資産 同左	(3) リース資産 同左

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
5 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等、法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>	<p>(1) 貸倒引当金</p> <p>貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,647百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は25,313百万円であります。</p>	<p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は21,975百万円であります。</p>
	—————	—————	(2) 投資損失引当金 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券の発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。
	(2) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間会計期間に帰属する額を計上しております。	(2) 賞与引当金 同左	(3) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	(3) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。	(3) 退職給付引当金 同左	(4) 退職給付引当金 退職給付引当金(含む前払年金費用)は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異は、各発生年度における従業員の平均残存勤務期間内の一定年数(10年～14年)による定額法に基づき按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から損益処理しております。
	(4) 偶発損失引当金 偶発損失引当金は、信託取引に関して将来発生する可能性のある損失を個別に合理的に見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(4) 偶発損失引当金 同左	(5) 偶発損失引当金 同左
	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。	(5) 睡眠預金払戻損失引当金 同左	(6) 睡眠預金払戻損失引当金 同左
6 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。	同左	外貨建資産・負債は、取得時の為替相場による円換算額を付す子会社株式を除き、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
7 ヘッジ会計の方法	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当中間会計期間末の中間貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期</p>	<p>(イ)金利リスク・ヘッジ 金融資産・負債から生じる金利リスクのヘッジ取引に対するヘッジ会計の方法として、繰延ヘッジ又は時価ヘッジを適用しております。</p> <p>小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)を適用しております。</p> <p>ヘッジ有効性の評価は、小口多数の金銭債権債務に対する包括ヘッジについて以下のとおり行っております。</p> <p>(i)相場変動を相殺するヘッジについては、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の期間毎にグルーピングのうえ特定し有効性を評価しております。</p> <p>(ii)キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係を検証し有効性を評価しております。</p> <p>個別ヘッジについてもヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動またはキャッシュ・フロー変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>また、当事業年度末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)を適用して実施してありました多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間にわたっ</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は14,818百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は14,541百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。</p> <p>(ハ)内部取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p>	<p>間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は9,387百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は9,113百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>	<p>て、資金調達費用又は資金運用収益として期間配分しております。</p> <p>なお、当事業年度末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は12,110百万円(税効果額控除前)、繰延ヘッジ利益は11,835百万円(同前)であります。</p> <p>(ロ)為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>同左</p> <p>(ハ)内部取引等 同左</p>

	前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
8 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間会計期間の費用に計上しております。	同左	消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

【中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、有形固定資産は235百万円、無形固定資産は60百万円、その他負債は700百万円増加し、特別損失は492百万円増加、税引前中間純利益は404百万円減少しております。</p>	<p>—————</p> <p>(企業結合に関する会計基準等の適用) 「企業結合に関する会計基準」 (企業会計基準第21号平成20年12月26日)、「『研究開発費等に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第23号平成20年12月26日)、「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号平成20年12月26日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」 (企業会計基準適用指針第10号平成20年12月26日)が平成21年4月1日以後開始する事業年度から早期適用することができることになったことに伴い、当中間会計期間からこれらの会計基準等を適用しております。</p>	<p>(リース取引に関する会計基準) 「リース取引に関する会計基準」 (企業会計基準第13号平成19年3月30日)及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号同前)が平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。</p> <p>これにより、所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、前事業年度末までに開始した取引を含め、通常の売買取引に係る会計処理によっております。</p> <p>なお、この変更による前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額は、特別損失として処理しております。</p> <p>これにより、従来の方法に比べ、「有形固定資産」中のリース資産は167百万円、「無形固定資産」中のリース資産は48百万円、「その他負債」中のリース債務は531百万円増加し、特別損失は492百万円増加、税引前当期純損失は315百万円増加しております。</p>

【表示方法の変更】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)
(中間貸借対照表関係) 「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第44号平成20年7月11日)により改正され、平成20年4月1日以後開始する事業年度から適用されることになったことに伴い、当中間会計期間から「その他負債」中の「未払法人税等」、「リース債務」及び「その他の負債」を内訳表示しております。	—————

【追加情報】

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)
—————	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当中間会計期間末においては、合理的に算定された価額をもって中間貸借対照表価額としております。 これにより、市場価格をもって中間貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が18,856百万円増加、「繰延税金資産」が7,655百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が11,200百万円増加しております。 合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。	(その他有価証券に係る時価の算定方法の一部変更) 有価証券のうち、実際の売買事例が極めて少ない変動利付国債については、従来、市場価格をもって貸借対照表価額としておりましたが、市場価格を時価とみなせない状況であると判断し、当事業年度末においては、合理的に算定された価額をもって貸借対照表価額としております。 これにより、市場価格をもって貸借対照表価額とした場合に比べ、「有価証券」が21,792百万円増加、「繰延税金資産」が7,488百万円減少、「その他有価証券評価差額金」が14,303百万円増加しております。 合理的に算定された価額を算定するにあたって利用したモデルは、ディスカウント・キャッシュフロー法等であります。価格決定変数は、10年国債利回り及び原資産10年の金利スワップションのボラティリティ等であります。

【注記事項】

(中間貸借対照表関係)

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※1 関係会社の株式総額 10,790百万円</p> <hr/> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は5,541百万円、延滞債権額は16,744百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 14,599百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に25,314百万円含まれております。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は10,079百万円、延滞債権額は33,929百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>	<p>※1 関係会社の株式総額 14,599百万円</p> <p>※2 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が国債に24,772百万円含まれております。 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は40,128百万円であります。</p> <p>※3 貸出金のうち、破綻先債権額は17,923百万円、延滞債権額は18,068百万円であります。 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は364百万円でありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は8,727百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は31,378百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は、1,913百万円でありませす。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は638百万円でありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は19,015百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は63,663百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は、784百万円でありませす。</p>	<p>※4 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は644百万円でありませす。 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※5 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は9,688百万円でありませす。 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>※6 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は46,324百万円でありませす。 なお、上記3から6に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額でありませす。</p> <p>※7 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理してあります。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替は、売却または(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有してあります。その額面金額は、989百万円でありませす。</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 899,166百万円</p> <p>貸出金 18,725百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,248百万円</p> <p>コールマネー 110,000百万円</p> <p>債券貸借取引 168,181百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 222,400百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として、有価証券129,416百万円を差入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,507百万円、保証金は7,759百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、902,634百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが709,484百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,145,398百万円</p> <p>貸出金 526,961百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 2,322百万円</p> <p>コールマネー 135,000百万円</p> <p>債券貸借取引 344,113百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 434,500百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券125,816百万円を差入れております。</p> <p>子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。</p> <p>また、その他資産のうち先物取引差入証拠金は2,505百万円、保証金は7,651百万円であります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、975,865百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが819,479百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当</p>	<p>※8 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <p>有価証券 1,341,067百万円</p> <p>貸出金 225,739百万円</p> <p>担保資産に対応する債務</p> <p>預金 1,937百万円</p> <p>コールマネー 140,000百万円</p> <p>債券貸借取引 74,859百万円</p> <p>受入担保金</p> <p>借入金 597,452百万円</p> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保として有価証券126,897百万円を差入れております。なお、子会社及び関連会社の借入金等の担保として提供している資産はありません。また、その他の資産のうち保証金は7,684百万円あります。</p> <p>※9 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、879,658百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが712,306百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当</p>

前中間会計期間末 (平成20年9月30日)	当中間会計期間末 (平成21年9月30日)	前事業年度末 (平成21年3月31日)
<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 26,250百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託903,736百万円、貸付信託63,494百万円であります。</p>	<p>社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 26,485百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託921,497百万円、貸付信託37,199百万円であります。</p>	<p>当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。</p> <p>また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>※10 有形固定資産の減価償却累計額 26,162百万円</p> <p>※11 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金20,000百万円が含まれております。</p> <p>※12 社債は全額劣後特約付社債であります。</p> <p>13 元本補てん契約のある信託の元本金額は、金銭信託882,029百万円、貸付信託49,756百万円であります。</p>

(中間損益計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																						
<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">844百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,887百万円</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">—————</td> </tr> </table> <p>※3 「その他経常費用」には、貸出金償却12,955百万円及び株式等償却5,085百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、貸倒引当金戻入益3,887百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額492百万円を含んでおります。</p>	有形固定資産	844百万円	無形固定資産	3,887百万円	—————		<p>※1 減価償却実施額は下記のとおりであります。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 60%;">有形固定資産</td> <td style="text-align: right;">651百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td style="text-align: right;">3,208百万円</td> </tr> </table> <p>※2 「その他経常収益」には、退職給付信託設定益6,731百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額5,472百万円、貸出金償却2,240百万円、株式等償却626百万円及び信用リスク減殺取引に係る費用3,687百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益704百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、以下の資産についての減損損失556百万円を含んでおります。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 15%;">地域</th> <th style="width: 35%;">主な用途</th> <th style="width: 15%;">種類</th> <th style="width: 35%;">減損損失</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>首都圏</td> <td>営業用店舗 (9店舗)</td> <td>土地、 建物、 什器</td> <td style="text-align: right;">488百万円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>営業用店舗 (3店舗)</td> <td>建物、 什器</td> <td style="text-align: right;">68百万円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="margin-top: 10px;">上記の営業用店舗については、店舗毎に資産をグルーピングし、当中間会計期間末における回収可能価額が帳簿価額に満たない部分を減損損失としております。なお、これらについては、割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額に満たないことから減損損失を認識しております。また、当中間会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額であります。正味売却価額は、鑑定評価額等に基づき算定しております。</p>	有形固定資産	651百万円	無形固定資産	3,208百万円	地域	主な用途	種類	減損損失	首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円	その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円	<p>※2 「その他経常収益」には、信用リスク減殺取引に係る利益4,104百万円を含んでおります。</p> <p>※3 「その他経常費用」には、貸倒引当金繰入額1,278百万円、貸出金償却24,974百万円及び株式等償却18,349百万円を含んでおります。</p> <p>※4 「特別利益」には、償却債権取立益488百万円を含んでおります。</p> <p>※5 「特別損失」には、リース取引に関する会計基準を適用したことに伴う前事業年度末までの税引前当期純利益に係る累積的影響額492百万円を含んでおります。</p>
有形固定資産	844百万円																							
無形固定資産	3,887百万円																							
—————																								
有形固定資産	651百万円																							
無形固定資産	3,208百万円																							
地域	主な用途	種類	減損損失																					
首都圏	営業用店舗 (9店舗)	土地、 建物、 什器	488百万円																					
その他	営業用店舗 (3店舗)	建物、 什器	68百万円																					

(中間株主資本等変動計算書関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	761	65	22	805	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	76,848	76,848	—	(注) 2
合計	761	76,913	76,870	805	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(65千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(22千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間 末株式数(千株)	摘要
普通株式	825	18	3	840	(注)
合計	825	18	3	840	

(注) 普通株式の増加は単元未満株式の買取(18千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(3千株)によるものであります。

前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)	摘要
普通株式	761	109	45	825	(注) 1
第一回第一種 優先株式	—	76,848	76,848	—	(注) 2
合計	761	76,957	76,893	825	

(注) 1 普通株式の増加は単元未満株式の買取(109千株)によるものであり、減少は単元未満株式の買増請求に応じたこと(45千株)によるものであります。

2 第一回第一種優先株式の増加及び減少は、取得及び消却(76,848千株)によるものであります。

(リース取引関係)

前中間会計期間 (自 平成20年4月1日 至 平成20年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日)	前事業年度 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)																		
<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 主として、什器・備品であります。</p> <p>(イ)無形固定資産 ソフトウェアであります。</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 同左</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>	<p>1 ファイナンス・リース取引 (借主側)</p> <p>(1) 所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>① リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産 同左</p> <p>(イ)無形固定資産 同左</p> <p>② リース資産の減価償却の方法 重要な会計方針「4. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>(2) 通常の賃貸借取引に係る方法に準じて会計処理を行っている所有権移転外ファイナンス・リース取引 該当ありません。</p>																		
<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,741百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>1,370百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>4,112百万円</td> </tr> </table>	1年内	2,741百万円	1年超	1,370百万円	合計	4,112百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>1,370百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>1,370百万円</td> </tr> </table>	1年内	1,370百万円	1年超	—百万円	合計	1,370百万円	<p>2 オペレーティング・リース取引 (借主側)</p> <p>・オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>2,741百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>—百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,741百万円</td> </tr> </table>	1年内	2,741百万円	1年超	—百万円	合計	2,741百万円
1年内	2,741百万円																			
1年超	1,370百万円																			
合計	4,112百万円																			
1年内	1,370百万円																			
1年超	—百万円																			
合計	1,370百万円																			
1年内	2,741百万円																			
1年超	—百万円																			
合計	2,741百万円																			

(有価証券関係)

○子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

I 前中間会計期間末(平成20年9月30日現在)

該当ありません。

II 当中間会計期間末(平成21年9月30日現在)

該当ありません。

III 前事業年度末(平成21年3月31日現在)

該当ありません。

4 【その他】

① 中間配当

第140期(平成21年4月1日から平成22年3月31日まで)中間配当については、平成21年11月13日開催の取締役会において、これを行わない旨を決議いたしました。

② 信託財産残高表

資産						
科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
貸出金	2,346,098	4.21	2,224,710	4.35	2,260,989	3.89
有価証券	6,907,838	12.40	934,658	1.83	6,895,286	11.85
信託受益権	31,715,812	56.91	33,870,305	66.20	34,334,213	59.00
受託有価証券	809,825	1.45	766,991	1.50	844,115	1.45
金銭債権	6,494,596	11.65	6,117,045	11.95	6,507,115	11.18
有形固定資産	5,679,151	10.19	5,492,766	10.73	5,492,249	9.44
無形固定資産	144,473	0.26	146,053	0.29	144,586	0.25
その他債権	94,860	0.17	86,358	0.17	199,849	0.34
コールローン	18,600	0.03	—	—	21,512	0.04
銀行勘定貸	859,710	1.54	887,708	1.73	827,713	1.42
現金預け金	660,709	1.19	639,767	1.25	663,301	1.14
合計	55,731,677	100.00	51,166,367	100.00	58,190,932	100.00

負債						
科目	前中間会計期間末 (平成20年9月30日)		当中間会計期間末 (平成21年9月30日)		前事業年度末 (平成21年3月31日)	
	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)	金額(百万円)	構成比(%)
金銭信託	17,998,045	32.29	11,880,482	23.22	18,102,189	31.11
年金信託	3,995,136	7.17	3,620,255	7.07	4,602,397	7.91
財産形成給付信託	3,696	0.01	3,973	0.01	4,045	0.01
貸付信託	64,364	0.11	37,747	0.07	50,457	0.09
投資信託	9,723,767	17.45	12,679,143	24.78	11,864,367	20.39
金銭信託以外の金銭の信託	2,733,938	4.91	2,316,330	4.53	2,422,164	4.16
有価証券の信託	4,924,860	8.84	4,825,972	9.43	4,898,482	8.42
金銭債権の信託	6,325,559	11.35	5,810,446	11.36	6,239,540	10.72
動産の信託	95	0.00	19	0.00	57	0.00
土地及びその定着物の信託	420,433	0.75	225,667	0.44	235,119	0.40
包括信託	9,538,221	17.11	9,762,508	19.08	9,768,431	16.79
その他の信託	3,558	0.01	3,821	0.01	3,678	0.00
合計	55,731,677	100.00	51,166,367	100.00	58,190,932	100.00

(注) 1 上記残高表には、金銭評価の困難な信託を除いております。

2 共同信託他社管理財産 前中間会計期間末2,430,909百万円、当中間会計期間末2,002,044百万円、前事業年度末2,197,839百万円。なお、共同信託他社管理財産には、職務分担型共同受託方式による信託財産の該当はありません。

3 信託受益権 前中間会計期間末31,715,812百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額30,634,204百万円が含まれております。

4 信託受益権 当中間会計期間末33,870,305百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額32,809,803百万円が含まれております。

5 信託受益権 前事業年度末34,334,213百万円には、資産管理を目的として再信託を行っている金額33,252,079百万円が含まれております。

6 元本補てん契約のある信託の貸出金 前中間会計期間末36,148百万円のうち、延滞債権額は3,147百万円であります。

7 元本補てん契約のある信託の貸出金 当中間会計期間末31,051百万円のうち、延滞債権額は3,122百万円であります。

8 元本補てん契約のある信託の貸出金 前事業年度末33,414百万円のうち、延滞債権額は3,136百万円であります。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 江 見 睦 生 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成20年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社及び連結子会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成20年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	菅 原 和 信	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	江 見 睦 生	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	藤 井 義 博	Ⓔ
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久 保 暢 子	Ⓔ

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第139期事業年度の中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成20年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成20年4月1日から平成20年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の中間監査報告書

平成21年11月26日

みずほ信託銀行株式会社

取締役社長 野 中 隆 史 殿

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 菅 原 和 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 義 博 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 久 保 暢 子 ㊞

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているみずほ信託銀行株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第140期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、みずほ信託銀行株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※1 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 中間財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

